

○兵庫県道路交通法施行細則

昭和 35 年 12 月 19 日
公安委員会規則第 11 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）及び
道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）の規定に基づき、並びにこれらを実施する
ため、兵庫県道路交通法施行細則をここに公布する。

兵庫県道路交通法施行細則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
 - 第 1 章の 2 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等（第 1 条の 2—第 1 条の 4）
 - 第 1 章の 3 交通規制等（第 2 条—第 5 条）
- 第 2 章 車両の交通方法（第 6 条—第 8 条）
- 第 3 章 運転者の遵守事項（第 9 条）
 - 第 3 章の 2 安全運転管理者等（第 9 条の 2—第 9 条の 7）
 - 第 3 章の 3 車両の使用制限等（第 9 条の 8—第 9 条の 10）
- 第 4 章 道路の使用等（第 10 条・第 11 条）
- 第 5 章 運転免許（第 11 条の 2—第 26 条の 4）
- 第 6 章 特定小型原動機付自転車運転者講習（第 26 条の 5・第 26 条の 6）
- 第 7 章 自転車運転者講習（第 27 条・第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（公安委員会にする申請等の経由先）

第 1 条 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）等及びこの規則により兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してする申請、届出その他の手続は、次の表の右欄に掲げるものは同表左欄の経由先を、それ以外のものは当該手続をしようとする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由してするものとする。

経由先	申請、届出その他の手続
当該自動車の出発地を管轄する署長	法第59条第2項ただし書（自動車のけん引許可）の申請
当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長	1 法第74条の3第5項（安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任及び解任）の届出（規則第9条の12に掲げる届出事項等の変更の届出を含む。） 2 規則第9条の9第1項第2号（公安委員会の教習及び認定）及び同条第2項第2号（公安委員会の認定）の申請 3 令第13条第1項（緊急自動車の届出及び指定）の届出又は

	指定の申請 4 令第13条第1項及び第14条の2（届出又は指定の申請により交付を受けた指定書等）の記載事項の変更の届出並びに再交付の申請及び返納 5 令第14条の2（道路維持作業用自動車の届出及び指定）の届出又は指定の申請 6 法第75条第10項（自動車の使用制限標章の除去）の申請 7 令第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項、第32条の3の2第2項又は第32条の5第1項若しくは第2項（緊急自動車の運転資格の審査）に規定する審査の申請
兵庫県警察本部交通部交通企画課長	1 法第15条の3第1項（遠隔操作による通行の届出）の規定による遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行することの届出（同項の規定による届出事項の変更の届出を含む。） 2 法第74条の3第8項（安全運転管理者等に対する講習の通知）の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請 3 法第75条の12第2項（特定自動運行の許可）の規定による特定自動運行の許可の申請書の提出 4 法第75条の16第1項本文（許可事項の変更）の規定による特定自動運行の許可事項の変更の申請書の提出 5 法第75条の16第3項（許可事項の軽微な変更）の規定による特定自動運行の許可事項の軽微な変更の届出 6 法第75条の16第4項（申請事項の変更）の規定による特定自動運行の許可の申請書に記載した事項の変更の届出 7 法第108条の3の5第1項（特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令）の規定による命令を受けた場合の当該講習の申込 8 法第108条の3の5第2項（自転車運転者講習の受講命令）の規定による命令を受けた場合の当該講習の申込 9 第26条の6第2項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付の申請 10 第28条第2項に規定する自転車運転者講習終了証書の再交付の申請 11 規則第9条の19第2項（特定自動運行の許可証の交付等）の規定による許可証の再交付の申請 12 規則第9条の38第1項又は第3項（許可証の返納等）の規定による許可証の返納
兵庫県警察本部交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）	1 法第91条の2第1項（申請による免許の条件の付与及び変更）の規定による申請（以下「免許条件付与等申請」という。）（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 2 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報（法第95条の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録の申請（以下「免許情報記録申請」という。） 3 法第95条の2第4項の規定による保有状況変更（運転免許証（以下「免許証」という。）のみを有する状況、免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）のみを有する状況又は免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する状況のうち、いずれかの保有状況に変更することをいう。以下同じ。）に係る免許証の返納の届出 4 法第95条の2第10項の規定による保有状況変更に係る免許

情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の抹消の届出

5 法第95条の2第11項の規定による保有状況変更に係る免許証の交付の申請

6 法第97条の2第1項第3号イ（認知機能検査）に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の申請

7 法第97条の2第1項第3号イ（運転技能検査）に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）の申請

8 法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新の申請（以下「免許証等更新申請」という。）のうち、次のいずれかに該当する者の申請

(1) 別表第1に掲げる地域に住所を有する者

(2) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者

(3) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者

9 法第101条の2の2第1項（住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新（以下「経由地更新」という。））の申請

10 法第101条の5（免許を受けた者に対する報告徴収）及び法第107条の3の2（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）に規定する報告（以下「公安委員会報告」という。）

11 法第101条の6（医師の届出）の規定による届出（以下「医師の届出」という。）

12 法第101条の7第1項（臨時認知機能検査）の規定により行う臨時の認知機能検査（以下「臨時認知機能検査」という。）の申請

13 法第101条の7第4項（臨時高齢者講習）に規定する講習の申請

14 法第102条第5項（臨時適性検査等）に規定する適性検査（令第37条の7第1号に掲げる場合に該当するものに限る。）の申請

15 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録の申請（以下「運転経歴情報記録申請」という。）

16 法第107条の7第2項（国外運転免許証の交付）の申請

17 法第108条の2第1項第2号（取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習）に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）の申請

18 法第108条の2第1項第3号（免許の保留、免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習）に掲げる講習の申請

19 法第108条の2第1項第11号（免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請のうち次のいずれかに該当する者の申請

(1) 免許証等の更新を受けようとする者で別表第1に掲げる地域に住所を有する者及び経由地更新を申請する者

(2) 特定失効者又は特定取消処分者

(3) 公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を

	含む。以下同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)の申請をしようとする者 20 法第108条の2第1項第12号(更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者又は法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習)に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)の申請 21 法第108条の2第1項第13号(免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をしたものに対する講習)に掲げる講習の申請 22 法第108条の3の3(若年運転者講習の手続)に規定する書面により通知を受けた場合の法第108条の2第1項第14号(基準該当若年運転者(免許の効力が停止されている者を除く。))に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習)に掲げる講習(以下「若年運転者講習」という。)の申請 23 法第108条の4第2項(指定講習機関)に規定する取消処分者講習又は若年運転者講習に係る指定講習機関の指定の申請 24 令第37条の6第2号(特定任意講習)に規定する講習(以下「特定任意講習」という。)の申請 25 令第37条の6の2第1号(特定任意高齢者講習)に規定する講習(以下「特定任意高齢者講習」という。)の申請 26 規則第29条の2の5第1項第4号(臨時認知機能検査)の規定による診断書等の提出 27 指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第2項、第11条、第13条又は第14条第1項に規定する届出又は提出(取消処分者講習又は若年運転者講習に係るものに限る。) 28 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習(以下「認知機能検査員講習」という。)の申請 29 第19条の3第2項の規定による認知機能検査結果通知書の再交付の申請 30 第19条の4第2項の規定による認知機能検査等受検免除証明書の再交付の申請(規則第26条の4第3号に規定する診断書等に係るものを除く。) 31 第19条の5第2項の規定による運転技能検査受検結果証明書の再交付の申請 32 第20条第2項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の申請 33 第20条第4項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の報告 34 第22条の規定による高齢者講習終了証明書の再交付の申請 35 第22条の2第2項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の申請 36 第22条の2第4項の規定による若年運転者講習終了証明書
--	--

	の再交付の報告 37 第23条の3第2項の規定による認知機能検査員講習終了証書の再交付の申請
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場長	1 法第89条第1項（免許の申請）の申請（免許証のみの保有を希望する者からの第14条第1項第3号の規定により警察本部長が指定する警察署及び警察署分庁舎で行う運転免許試験（以下「免許試験」という。）の申請を除く。） 2 法第89条第3項（技能検査）の申請 3 免許条件付与等申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。） 4 法第98条第2項（自動車教習所）に規定する自動車教習所の設置者又は管理者からの届出 5 法第99条第1項（自動車教習所の指定）の申請 6 法第99条の4（職員に対する講習）の規定により通知を受けた場合の当該講習の申請 7 法第100条の2第5項（再試験）に規定する再試験を行う旨の通知を受けた場合の当該再試験の申込 8 法第108条の2第1項第4号から第8号まで（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、応急救護処置講習（一）及び応急救護処置講習（二））に掲げる講習の申請 9 法第108条の3第2項（初心運転者講習の手続）に規定する講習の通知を受けた場合の当該講習の申請 10 法第108条の4第2項（指定講習機関）に規定する初心運転者講習（法第108条の2第1項第10号に掲げる講習をいう。以下同じ。）に係る指定講習機関の指定の申請 11 規則第18条の5（限定解除審査の申請の手続）の申請（以下「限定解除審査の申請」という。） 12 規則第26条の4第3号（認知機能検査等を受ける必要がない者）の規定による診断書等の提出 13 指定講習機関に関する規則第4条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第2項、第11条、第13条又は第14条第1項に規定する届出又は提出（初心運転者講習に係るものに限る。） 14 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項の申請 15 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる申請、届出その他の手続は、同表左欄の経由先を経由してすることができる。

経由先	申請、届出その他の手続
兵庫県警察本部交通部交通規制課長又は署長（右欄5の申請のうち、第2条の2第2項に規定する第1号申請にあつては、同条第1項第1号に規定	1 法第45条の2第1項（高齢運転者等が運転する普通自動車）の届出及び同条第2項（高齢運転者等標章の交付）の申請 2 法第45条の2第3項（高齢運転者等標章の再交付）の申請 3 法第45条の2第4項（高齢運転者等標章）の返納 4 規則第6条の3の5（高齢運転者等標章の記載事項の変

する用務に係る区域を管轄する署長に限る。)	更)の届出 5 第2条の2第2項(禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章)の申請
免許課長	1 法第94条第1項(法第95条の5第2項において読み替えて準用する場合を含む。)(免許証の記載事項又は免許情報記録の変更)の届出(以下「免許証等記載事項変更届出」という。) 2 法第94条第2項(免許証の再交付)の申請(以下「免許証再交付申請」という。) 3 免許証等更新申請(別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係る申請に限る。) 4 法第104条の4第1項(申請による免許の取消し)の申請(以下「免許取消申請」という。) 5 法第105条の2第1項(運転経歴証明書の交付)の申請(以下「運転経歴証明書交付申請」という。) 6 法第106条の3第1項(免許証)の返納(以下「免許証返納」という。) 7 法第106条の4第1項(免許情報記録)の抹消(以下「免許情報記録抹消」という。) 8 法第107条の10第1項(国外運転免許証)の返納(以下「国外運転免許証返納」という。) 9 法第108条の2第1項第11号(免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習)に掲げる講習の申請(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習に係る申請であって、別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者に係るものに限る。) 10 規則第29条の2の3第3号(認知機能検査等を受ける必要がない場合)の規定による診断書等の提出 11 規則第30条の10第1項(運転経歴証明書の記載事項変更)の届出(以下「運転経歴証明書記載事項変更届出」という。) 12 規則第30条の11(運転経歴証明書の再交付)の申請(以下「運転経歴証明書再交付申請」という。) 13 規則第30条の12(運転経歴証明書)の返納(以下「運転経歴証明書返納」という。) 14 規則第30条の15第1項(運転経歴情報の記録事項の変更)の届出(以下「運転経歴情報記録事項変更届出」という。) 15 規則第30条の16の規定(運転経歴情報)の抹消(以下「運転経歴情報抹消」という。) 16 第25条の2第1項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出 17 第25条の2第2項の規定による発見に伴う保有状況変更申出
別表第1の2に掲げる署長	1 免許証等更新申請(法第95条の6に規定する優良運転者(以下「優良運転者」という。))又は高齢者講習を受講した者のうち、現に免許証のみを有しており、当該申請手続終了後も免許証のみを有することを希望する者に該当する者に係る申請に限る。) 2 法第108条の2第1項第11号(免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習)に掲げる講習の申請(免許証等の更新を受けようとする者に対

	する講習であって、優良運転者に該当する者に係る申請に限る。)
署長	1 免許条件付与等申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 2 免許証等記載事項変更届出 3 免許証再交付申請 4 公安委員会報告 5 医師の届出 6 免許取消申請 7 運転経歴証明書交付申請 8 運転経歴証明書再交付申請 9 免許証返納 10 免許情報記録抹消 11 国外運転免許証返納 12 取消処分者講習の申請 13 限定解除審査の申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 14 運転経歴証明書記載事項変更届出 15 運転経歴証明書返納 16 運転経歴情報記録事項変更届出 17 運転経歴情報抹消 18 第25条の2第1項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出 19 第25条の2第2項の規定による発見に伴う保有状況変更申出
別表第1の3に掲げる署長	1 免許証等更新申請のうち、優良運転者又は高齢者講習を受講した者で、次のいずれかに該当する者の申請 (1) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者 2 免許証等更新申請（別表第1の4に掲げる地域に住所を有する者で住所地を管轄する署長を経由してする申請に限る。）のうち、法第95条の6に規定する一般運転者又は違反運転者で、次のいずれかに該当する者の申請 (1) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者

第1章の2 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等

（指定の手続）

第1条の2 令第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定を受けようとする者又は令第14条の2第2号の規定により道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、緊急自動車道路維持作業用自動車指定申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは緊急自動車指定証（様式第2号）を、道路維持作業用自動車の指定をしたときは道路維持作業用自動車指定証（様式第3号）をそれぞれ交付して行うものとする。

（届出の手続）

第1条の3 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出又は令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出は、緊急自動車道路維持作業用自動車届出書（様式第4号）を提出して行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車にあつては緊急自動車届出確認証（様式第5号）を、道路維持作業用自動車にあつては道路維持作業用自動車届出確認証（様式第6号）をそれぞれ交付するものとする。
（指定証等の備付け等）

第1条の4 前2条の規定により、緊急自動車指定証、道路維持作業用自動車指定証、緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証（以下この条において「指定証等」という。）の交付を受けた者は、当該指定又は届出に係る自動車に、当該指定証等を備え付けておかなければならない。

- 2 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更を生じたときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証届出確認証記載事項変更届（様式第7号）に指定証等を添えて、速やかに公安委員会に届け出なければならない。
- 3 指定証等の交付を受けた者は、指定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車道路維持作業用自動車・指定証届出確認証再交付申請書（様式第8号）により、速やかに公安委員会に指定証等の再交付を申請しなければならない。
- 4 指定証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに公安委員会に指定証等（第2号の場合にあつては発見し、又は回復した指定証等）を返納しなければならない。
- (1) 当該緊急自動車を緊急の用務に、当該道路維持作業用自動車を道路維持作業の用務に使用しなくなったとき、又は使用できなくなったとき。
- (2) 指定証等の再交付を受けた後において亡失した指定証等を発見し又は回復したとき。

第1章の3 交通規制等

（交通規制の対象から除く車両）

第2条 法第4条第2項の規定により道路標識等による交通規制（次の各号に掲げるものを除く。）の対象から除く車両は、警衛列自動車とする。

- (1) 軌道敷内通行可の規制
- (2) 最高速度の規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあつては令第27条第1項、その他の道路にあつては令第11条に規定する速度を超えるものに限る。）
- (3) 停車可の規制及び駐車可の規制

- 2 法第4条第2項の規定により、最高速度の規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急自動車（最高速度の規制が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあつては令第27条第2項、その他の道路にあつては令第12条第3項に規定する速度未満の場合に限る。）
- (2) 交通の取締りに従事している警察用自動車（最高速度の規制が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあつては令第27条第1項、その他の道路にあつては令第11条に規定する速度未満の場合に限る。）

3 法第4条第2項の規定により通行の禁止（一方通行及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工作物の損壊、危険物の爆発、火災その他の変事が発生した場合に、被害を防止し、又は被害を軽減するため使用中の車両
- (2) 応急の救護を要する傷病者を搬送するため使用中の車両
- (3) 警護列自動車
- (4) 犯罪の鎮圧若しくは捜査又は交通取締り若しくは交通事故の捜査その他警察職務遂行のため使用中の車両及び当該車両が随伴する車両
- (5) 令第14条の2の規定による道路維持作業用自動車で、道路の維持、修繕等の作業のため使用中のもの
- (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の自動車
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物収集（専ら再生利用のための収集を除く。）のため使用中の車両
- (8) 次に掲げる車両で、通行禁止駐車禁止時間制限駐車区間除外指定車標章（様式第9号。以下「禁止除外車標章」という。）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、同法第17条に規定する健康診断、同法第21条に規定する移送、同法第27条に規定する感染症の病原体に汚染された場所の消毒、同法第28条に規定するねずみ族、昆虫等の駆除、同法第29条に規定する物件に係る措置、同法第31条に規定する生活の用に供される水の使用制限等、同法第33条に規定する交通の制限若しくは遮断又は同法第35条に規定する質問及び調査その他国又は地方公共団体が実施する感染症の予防に関し必要な措置のため使用中の自動車
イ 電気、ガス、水道又は電話の緊急を要する修復工事のため使用中の車両
ウ 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のため使用中の自動車
エ 環境基本法（平成5年法律第91号）第28条又は第36条の規定に基づき国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両
オ 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配のため使用中の車両
カ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条に規定する執行官による民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行等（迅速に行う必要があるものに限る。）のため使用中の車両

4 前項の通行の禁止の規制のうち、通行を禁止する車両を危険物積載車両（別表第2及び別表第3の「表示」欄に掲げる物質を積載する車両をいう。）とするものの対象から除く車両は、別表第3の「表示」欄に掲げる物質を積載する車両のうち、同表の「車両の種類」欄に掲げるもので、かつ、同表の「要件」欄に掲げる要件を満たすものとする。

5 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止並びに法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専

用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、第3項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪の鎮圧若しくは捜査又は交通の取締り若しくは交通事故の捜査その他警察責務の遂行に関し警察官又は交通巡視員から現に停止を求められている車両
- (2) 法第51条の12第1項に規定する放置車両確認機関が確認事務を行うために使用中の車両
- (3) 次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車標章（事業用標章）（様式第10号。以下「事業用標章」という。）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの
 - ア 急を要する傷病者の往診等のため使用中の車両
 - イ 歯科医師が往診等のため往診歯科診療器材を搭載し、又は携帯用往診歯科診療器材を搬送している車両
 - ウ 当該車両の自動車検査証に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載された車両で、患者又は車いす利用者を輸送するために使用中のもの
 - エ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - オ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく児童の安全の確認若しくは一時保護の措置又は立入調査等のため使用中の車両
- (4) 次に掲げる者が現に使用中の車両（オに掲げる者に係る車両にあつては、日出から日没までの間において使用中の車両）で、駐車禁止除外指定車標章（身体障害者等用標章）（様式第10号の2。以下「身体障害者等用標章」という。）（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
平衡機能障害		3級
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級

肝臓の機能障害	1 級から 3 級までの各級
聴覚障害	2 級及び 3 級
上肢不自由	1 級及び 2 級（2 級にあつては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠くものに限る。）

イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの

エ 療育手帳（知的障害者の福祉の増進に資するために都道府県知事、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長又は同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長が交付する手帳であつて、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者で、重度に該当する障害を有するもの

オ 色素性乾皮症患者
（除外標章の交付等）

第 2 条の 2 禁止除外車標章、事業用標章又は身体障害者等用標章（以下この条において「除外標章」という。）の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる除外標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 前条第 3 項第 8 号及び第 5 項第 3 号に掲げる車両に係る除外標章 兵庫県の区域内において同条第 3 項第 8 号アからカまで又は第 5 項第 3 号アからオまでに規定する用務のいずれかを行おうとする者
- (2) 前条第 5 項第 4 号に掲げる車両に係る除外標章 兵庫県の区域内に住所を有する同号アからオまでのいずれかに該当する者

2 除外標章の交付を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる申請書に、同表の右欄に掲げる書類又はその写しを添えて公安委員会に申請するものとする。

申請の区分	申請書	書類
前項第 1 号に掲げる除外標章の申請（次項において「第 1 号申請」という。）	通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章交付申請書（様式第 11 号）	(1) 前項第 1 号の用務に係る車両に該当することを疎明する書類 (2) 自動車検査証
前項第 2 号に掲げる除外標章の申請（次項において「第 2 号申請」という。）	駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第 12 号）	前項第 2 号に掲げる者に該当することを疎明する書類

- 3 公安委員会は、前項の規定による申請に基づいて審査し、第 1 号申請に係る車両が第 1 項第 1 号の用務に係る車両に、第 2 号申請を行った者が同項第 2 号に掲げる者に、それぞれ該当すると認めるときは、除外標章を交付するものとする。この場合において、除外標章の有効期間は、交付の日から起算して 3 年を超えない期間とする。
- 4 前条第 3 項第 8 号並びに第 5 項第 3 号及び第 4 号に掲げる車両の運転者は、当該除外に係る通行又は駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に除外標章を、その表面に表示された事項が前方から見やすいように掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。
- 5 除外標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。
 - (2) 除外標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由の範囲を超えて使用しないこと。
 - (3) 除外標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 6 公安委員会は、除外標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該除外標章の返納を命ずることができる。
- 7 除外標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該除外標章（第 3 号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した除外標章）を公安委員会に返納しなければならない。
- (1) 除外標章の有効期間が経過したとき。
 - (2) 除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 亡失のため、新たに除外標章の交付を受けた場合において、亡失した除外標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から除外標章の返納を命ぜられたとき。

（署長が行う交通規制）

第 2 条の 3 法第 5 条第 1 項の規定により署長に委任する交通規制は、令第 3 条の 2 第 1 項各号に規定するものとする。

（通行の許可）

第 3 条 令第 6 条第 3 号の公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため使用する車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの
- (2) 貨物の集配、冠婚葬祭その他の業務上又は社会の慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

(署長の駐車の許可)

第3条の2 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合（第4項の規定により条件を付すことにより、該当することとなる場合を含む。）に、行うものとする。

- (1) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えないこと。
- (3) 駐車禁止の規制が実施されている場所（法第45条第2項に規定する余地がないこととなる場合又は放置駐車となる場合にあっては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (4) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (5) 次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴わない用務

- (6) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

2 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に、行うものとする。

- (1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- (3) 当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
- (4) 次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車がおよそ不可能と認められる用務

ウ 法第77条第1項に規定する行為を伴わない用務

- (5) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第14号）に、次に掲げる書類又はその写しを添えて当該駐車場所を管轄する署長に申請しなければならない。ただし、当該駐車許可の期間が7日未満である場合にあっては、駐車許可申請書に記載すべき事項を口頭で申告することにより申請することができるものとし、この場合において、当該申告を受けた署長は、警察本部長が定めるところにより、当該事項を記録するものとする。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

- (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書類
- 4 署長は、第1項又は第2項の規定により駐車許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 5 署長は、第1項又は第2項の駐車許可をするときは、駐車許可車標章（様式第15号）を交付するものとする。ただし、当該駐車許可の申請が第3項ただし書に規定する方法で行われたものであるときは、○臨と記した駐車許可車標章を交付するものとする。
- 6 駐車許可車標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に駐車許可車標章を、その表面に表示された事項が前方から見やすいように掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。
- 7 駐車許可車標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。
 - (2) 駐車許可車標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。
 - (3) 駐車許可車標章を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。
- 8 駐車許可車標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可車標章（第3号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可車標章）を署長に返納しなければならない。
- (1) 駐車許可車標章による駐車許可の期間が経過したとき。
 - (2) 駐車許可車標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 亡失のため、新たに駐車許可車標章の交付を受けた場合において、亡失した駐車許可車標章を発見し、又は回復したとき。
- （高速自動車国道等における権限）

第4条 法第114条の3の規定により、法に規定する署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものは、当該高速自動車国道及び自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

（信号に用いる燈火）

第5条 令第5条第1項に規定する信号に用いる燈火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 色 赤色又は淡黄色
- (2) 光度 50メートルの距離から確認できるもの

第2章 車両の交通方法

（軽車両が道路を通行する場合の燈火）

第6条 令第18条第1項第5号に規定する軽車両（そり及び牛馬を除く。以下同じ。）がなければならない燈火は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で、夜間前方 10 メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照燈
- (2) 橙色又は赤色で、夜間後方 100 メートルの距離から確認することができる性能を有する尾燈

2 軽車両が夜間後方 100 メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 32 条第 2 項の基準に適合する前照燈で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる橙色又は赤色の反射器材を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、前項第 2 号に定める尾燈をつけることを要しない。

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

第 6 条の 2 令第 22 条第 3 号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第 3 の 2 に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1 メートルとする。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第 7 条 法第 57 条第 2 項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、次のいずれかに該当する場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。

（ア）16 歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者 1 人を幼児用座席に乗車させている場合

（イ）16 歳以上の運転者が、4 歳未満の者 1 人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

（ウ）16 歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者 2 人を乗車させている場合

（エ）16 歳以上の運転者が、幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者 1 人を乗車させ、かつ、4 歳未満の者 1 人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

（オ）運転者以外の者の用に供する一の乗車装置を備える自転車の運転者が、その乗車装置に 1 人を乗車させている場合

（カ）他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、2 人以下の人員をその乗車装置に応じて乗車させている場合

イ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

- (2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては 30 キログラム（重荷用の構造のものにあつては 60 キログラム）を、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては 120 キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては 2,000 キログラムを、二輪の牛馬車にあつては 1,500 キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積 1.65 平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては 750 キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては、450 キログラムを超えないこと。

- (3) 積載物の長さ、幅又は高さの制限は、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこととする。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに 0.3 メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに 0.6 メートルを加えたもの

イ 幅 自転車にあつてはその積載装置、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の幅に 0.3 メートルを加えたもの

ウ 高さ 2 メートル（牛馬車にあつては、3 メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

- (4) 積載の方法の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車にあつてはその積載装置の前後から 0.3 メートルを、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の前後から 0.6 メートルをそれぞれ超えないこと。

イ 自転車にあつてはその積載装置、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の左右から 0.15 メートルをそれぞれ超えてはみ出さないこと。

（自動車以外の車両のけん引制限）

第 8 条 法第 60 条の規定により自動車以外の車両によってするけん引は、けん引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車により、けん引されるための装置を有する車両 1 台をけん引する場合を除き、これを行ってはならない。

第 3 章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第 9 条 法第 71 条第 6 号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) みだりに他の車両の通行を妨げるような遅い速度で進行しないこと。
- (2) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については 0.050 リットル以下、定格出力については 0.60 キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (3) 積雪又は凍結している道路において、自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転するときは、スノー・タイヤ（接地面の突出部が 50 パーセント以上摩耗していないものに限る。）を全車輪に装置し、又はタイヤ・チェーンを取り付けるなど効果的な滑り止めの措置を講ずること。
- (4) 後写鏡の効用を失わせるような状態で、カーテン、ブラインド等が用いられている自動車を運転しないこと。
- (5) またがり式座席のある二輪の自動車に人を乗車させる場合は、前向きにまたがらせること。
- (6) 自動車又は原動機付自転車を運転してこう配の急な下り坂で区間の長い場所を通行しようとするときは、その直前において当該車両のハンドル及びブレーキを検査すること。

- (7) げた、その他安全な運転に支障のあるものを履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (8) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (9) 有効な性能の警音器を備えない自転車を運転しないこと。
- (10) 傘を差し、物を担ぎ、若しくは物を持つなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (11) 安全な運転に必要な音声を聞き取ることが不可能又は著しく困難な程度の音量で、音楽等を聴取しないこと。

第3章の2 安全運転管理者等

（安全運転管理者等の選任等の届出）

第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任若しくは解任の届出又は次項に規定する届出事項の変更の届出は、届出書（安全運転管理者については安全運転管理者に関する届出書（様式第16号）、副安全運転管理者については副安全運転管理者に関する届出書（様式第17号）をいう。以下同じ。）2通を提出して行うものとする。

2 届出書の記載事項中、届出者（使用者、代理人等）の氏名又は名称及び住所、安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位、自動車の使用の本拠の名称及び位置に変更があったときは、変更の日から15日以内に届け出なければならない。

3 規則第9条の13第1項後段に規定する選任の届出書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 戸籍抄本、住民票の写し又は個人番号カード（表面に限る。）若しくは運転免許証の写し
- (2) 履歴書（様式第18号）
- (3) 職務運転経歴証明書（様式第19号）
- (4) 自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）第9条に規定する運転記録証明書（届出前1月以内の発行日付けのものに限る。）

4 規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく公安委員会の行う教習を受けた者の選任の届出は、前項に規定する添付書類のほか、教習修了証書の写しを添付しなければならない。

5 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定に基づく公安委員会の認定を受けた者の選任の届出は、第3項第1号から第4号までに規定する書類に代えて、安全運転管理者については安全運転管理者資格認定書の写しを、副安全運転管理者については副安全運転管理者資格認定書の写しを添付するものとする。

（認定の申請等）

第9条の3 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定に基づく公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者等資格認定申請書（様式第22号）に前条第3項第1号から第4号までに規定する書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の申請により認定したときは、安全運転管理者については安全運転管理者資格認定書（様式第23号）、副安全運転管理者については副安全運転管理者資格認定書（様式第24号）を交付するものとする。

（教習の申請等）

第9条の4 規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく公安委員会の行う教習を受けようとする者は、教習受講申請書（様式第25号）を提出するものとする。

2 規則第9条の9第1項第2号に規定する教習の時間は、3時間とする。

3 前項の教習を修了した者に対しては、教習修了証書（様式第26号）を交付するものとする。

（解任の命令）

第9条の5 法第74条の3第6項の規定により安全運転管理者等の解任を命ずるときは、解任命令書（様式第27号）によって行うものとする。

（是正措置の命令）

第9条の5の2 法第74条の3第8項の規定により是正のための必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書（様式第27号の2）によって行うものとする。

（安全運転管理者等講習の申請）

第9条の6 法第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けようとする者は、安全運転管理者等講習受講申請書（様式第28号）を提出するものとする。

（安全運転管理者等講習の講習時間）

第9条の7 法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習の時間は、1回につき6時間とする。ただし、特に必要があると認めるときは、8時間以内の範囲で講習時間を延長することができる。

第3章の3 車両の使用制限等

（指示書）

第9条の8 法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による車両の使用使用者に対する指示は、指示書（様式第29号）により行うものとする。

（車両の使用制限書）

第9条の9 法第75条第9項（法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により車両の使用使用者に交付する文書は、車両の使用制限書（様式第30号）とする。

（報告又は資料の提出要求書）

第9条の10 法第75条の2の2に規定する報告又は資料の提出の要求は、報告資料提出要求書（様式第30号の2）によって行うものとする。

第4章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第10条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 交通の頻繁な道路において、自転車の運転の練習又は乗馬の練習をすること。

- (2) 交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるような方法でみだりに道路に泥でい土、汚水、ごみ、くず、ガラス片、金属片等をまき、又は捨てること。
- (3) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (4) 交通の頻繁な道路において、たき火をすること。
- (5) 交通の妨害となるような方法でみだりに竹、木その他の物件を道路に突き出すこと。
- (6) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (7) 車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (8) 競技場、興行場、駅又は停留場の付近の道路において、入場券、予想表その他の物品を売買するため、他人の進路を妨げること。
- (9) 進行中の車両の中からみだりに身体又は物件を出すこと。
- (10) 道路において、みだりに爆竹、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類するものを使用すること。

(道路の使用の許可)

第 11 条 法第 77 条第 1 項第 4 号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができ選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。

- (1) 道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又は道路においてこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会その他これらに類する催物をする事と。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、ちょうちん行列、旗行列、音楽行進、パレード、集団による行進（学生生徒等の遠足、修学旅行の隊列又は通常の冠婚葬祭等のための行進を除く。）等を行うこと。
- (4) 道路において、消防、避難、救護等の訓練を行うこと。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (6) 広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (7) 道路において、人が集まるような方法で寄付を募集し、又は署名を求めること。
- (8) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等のちらしその他のものをまき、又は交通の頻繁な道路において、通行する者にこれを交付すること。
- (9) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声機、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

第 5 章 運転免許

(免許の申請)

第 11 条の 2 免許試験（仮運転免許の免許試験を除く。）を受けようとする者が法第 96 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に該当する者であるときは、運転免許（以下「免許」という。）の申請をする際に、取消処分者講習終了証書（様式第 31 号）を提示しなければならない。

（免許の条件の解除等の審査の申請）

第 12 条 法第 91 条の規定により免許に付された条件（運転することができる自動車等の種類の限定を除く。）の解除又は変更の申請をしようとする者は、条件解除（変更）審査申請書（様式第 32 号）を提出するものとする。

2 令第 32 条の 2 第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号若しくは第 3 項、第 32 条の 3 の 2 第 2 項又は第 32 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者は、緊急自動車の使用者（令第 13 条で定める使用者をいう。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（様式第 33 号）を提出するものとする。

（免許の保留等の事務の委任）

第 13 条 法第 114 条の 2 第 1 項の規定により次の各号に掲げる事務は、警察本部長が行うものとする。

- (1) 免許の保留及び免許の効力の停止並びにこれらの処分の際の弁明の機会の供与、聴聞及び意見の聴取に関する事務（公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取を行った事案を除く。）
- (2) 仮運転免許を与えること及び仮運転免許の取消しに関する事務
（試験の場所等）

第 14 条 免許試験は、次の各号に掲げる場所又はその周辺の道路において行う。

- (1) 兵庫県自動車運転免許試験場
明石市荷山町 1649 番地の 2
- (2) 但馬運転免許センター
兵庫県養父市八鹿町朝倉下台 48 番地 5
- (3) 警察本部長の指定する警察署及び警察署分庁舎
- (4) 前各号に掲げる場所のほか、警察本部長の指定する場所

2 法第 100 条の 2 第 1 項に規定する再試験は、兵庫県自動車運転免許試験場又はその周辺の道路において行う。

第 15 条 削除

（技能検定合格の証明）

第 15 条の 2 法第 99 条の 5 第 5 項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、卒業検定にあっては卒業検定合格証明（様式第 36 号）、修了検定にあっては修了検定合格証明（様式第 37 号）により行うものとする。

（試験の順序等）

第 16 条 免許試験は、次の各号に掲げる試験の順序により行う。

- (1) 適性試験
- (2) 学科試験
- (3) 技能試験

（合格の決定の取消しの通知等）

第 17 条 法第 97 条の 3 第 2 項に規定する通知は、運転免許試験合格決定取消通知書（様式第 38 号）によって行うものとする。

2 法第 97 条の 3 第 3 項の規定により免許試験の受験を停止した場合の通知は、運転免許試験受験停止通知書（様式第 39 号）によって行うものとする。

（申請用写真の添付が不要となる場合）

第 17 条の 2 次の各号に掲げる申請又は申出をしようとする者は、当該申請又は申出を別表第 4 に掲げる者を經由して行う場合においては、申請用写真の添付を要しない。

- (1) 免許証再交付申請
- (2) 免許情報記録申請
- (3) 法第 95 条の 2 第 11 項の規定による免許証の交付の申請
- (4) 免許証等更新申請
- (5) 法第 104 条の 4 第 1 項後段に規定する他の種類の免許を受けたい旨の申出
- (6) 運転経歴証明書交付申請
- (7) 運転経歴情報記録申請
- (8) 運転経歴証明書再交付申請

（認知機能検査の申請）

第 17 条の 3 次の各号に掲げる検査を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出するものとする。

- (1) 認知機能検査 認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書（様式第 39 号の 2）
- (2) 臨時認知機能検査 臨時認知機能検査受検申請書（様式第 39 号の 3）

（運転技能検査の申請）

第 17 条の 4 運転技能検査を受けようとする者は、認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書を提出するものとする。

（臨時適性検査の通知等）

第 18 条 法第 102 条第 6 項及び第 107 条の 4 第 1 項に規定する通知は、法第 102 条第 1 項から第 3 項までに規定する適性検査にあっては臨時適性検査通知書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第 39 号の 4）により、法第 102 条第 4 項、同条第 5 項及び第 107 条の 4 第 1 項に規定する適性検査にあっては臨時適性検査通知書（様式第 40 号）により行うものとする。

2 法第 90 条第 8 項、第 102 条第 4 項、第 103 条第 6 項又は第 107 条の 4 第 1 項に規定する適性検査を行うときは検査依頼書（様式第 41 号）により、法第 102 条第 1 項から第 3 項までに規定する適性検査を行うときは検査依頼書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第 41 号の 2）により当該検査を医師に依頼するものとする。

3 法第 102 条第 5 項に規定する適性検査の受検の申請をしようとする者は、臨時適性検査申請書（様式第 41 号の 2 の 2）を提出するものとする。

4 法第 90 条第 8 項、第 102 条第 1 項から第 4 項まで及び第 103 条第 6 項に定める命令は、適性検査を受けるべき者に対しては適性検査受検命令書（様式第 41 号の 2 の 3）により、診断書を提出すべき者に対しては診断書提出命令書（様式第 41 号の 2 の 4）又は診断書提出命令書（認知機能検査の結果によるもの）（様式第 41 号の 2 の 5）により行うものとする。

(運転経歴証明書等の交付及び記録の申請等)

第 18 条の 2 運転経歴証明書交付申請、運転経歴情報記録申請、運転経歴証明書記載事項変更届出、運転経歴証明書再交付申請及び運転経歴情報記録事項変更届出は、運転経歴証明書交付等申請(届出)書(様式第 41 号の 3)を提出して行うものとする。この場合において、運転経歴証明書記載事項変更届出をしようとする者は、当該運転経歴証明書を運転経歴証明書交付等申請(届出)書に添付して行うものとし、運転経歴情報の記録事項の変更をしようとする者は、当該運転経歴情報の記録された個人番号カード(以下「運転経歴情報記録個人番号カード」という。)を提示して行うものとする。

(講習)

第 19 条 取消処分者講習を受けようとする者は、取消処分者講習受講の申請をし、取消処分者講習指定書(様式第 42 号)により、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるとともに、指定日において取消処分者講習受講申請書(様式第 43 号)及び講習用写真 2 枚を提出するものとする。

- 2 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習に係る免許の保留若しくは免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 3 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる講習を受けようとする者は、取得時講習受講申請書(様式第 43 号の 2)を提出し、講習の区分に応じてそれぞれ当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 4 法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習受講申請書(様式第 44 号)を提出するものとする。
- 5 初心運転者講習を受けようとする者は、当該講習を受けることができる旨の通知を受けた後、初心運転者講習受講申請書(様式第 45 号)に初心運転者講習通知手数料納入書(様式第 46 号)を添えて提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 6 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習(オンライン講習を除く。)を受けようとする者は、受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。この場合において、特定失効者又は特定取消処分者は、更新時講習受講申請書(特定失効者・特定取消処分者用)(様式第 46 号の 2)を提出するものとする。
- 7 高齢者講習を受けようとする者は、認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書又は臨時高齢者講習受講申請書(様式第 47 号の 2)を提出するものとする。
- 8 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習を行う旨の通知を受けた後、違反者講習受講申請書(様式第 48 号)を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 9 若年運転者講習を受けようとする者は、当該講習を行う旨の通知を受けた後、若年運転者講習受講申請書(様式第 48 号の 2)に若年運転者講習通知手数料納入書(様式第 48 号の 3)を添えて提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。
- 10 特定任意講習を受けようとする者は特定任意講習受講申請書(様式第 49 号)を、特定任意高齢者講習を受けようとする者は特定任意高齢者講習受講申請書(様式第 49 号の 2)を、そ

れぞれ提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。

- 11 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書（様式第 49 号の 3）を提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるものとする。

（講習の時間）

第 19 条の 2 法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に掲げる講習のうち、教習指導員に対する講習時間は 9 時間、技能検定員に対する講習時間は 10 時間、卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員に対する講習時間は 6 時間とする。

- 2 次の各号に掲げる講習の講習時間については、それぞれ当該各号に定める時間とする。

（1） 特定任意講習 2 時間

（2） 特定任意高齢者講習 2 時間（法第 71 条の 5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第 34 条の 3 第 4 項又は第 37 条の 6 の 3 の基準に該当する者に対して行うものにあつては、1 時間）

（3） 認知機能検査員講習 5 時間 30 分（講習規則第 7 条第 2 項第 4 号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者に対して行うものにあつては、3 時間）

（認知機能検査結果通知書の交付等）

第 19 条の 3 規則第 26 条の 3 第 2 項の規定により交付する書類は、次の各号に掲げる認知機能検査の結果に応じて、当該各号に定める書類とする。

（1） 認知症のおそれがある基準に該当する場合 認知機能検査結果通知書（甲）（様式第 49 号の 4）

（2） 認知症のおそれがある基準に該当しない場合 認知機能検査結果通知書（乙）（様式第 49 号の 5）

- 2 規則第 26 条の 3 第 2 項の規定により書類の交付を受けた者が、交付を受けた書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査結果通知書再交付申請書（様式第 49 号の 6）に、当該書類（当該書類を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該書類の再交付を公安委員会に申請することができる。

（認知機能検査等受検免除証明書の交付等）

第 19 条の 4 公安委員会は、規則第 26 条の 4 第 3 号、第 29 条の 2 の 3 第 3 号及び第 29 条の 2 の 5 第 4 号に規定する認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書等の提出を受けた場合において、当該診断書等の提出をした者から当該診断書等を提出した者であることを証する書類の交付を求められたときは、認知機能検査等受検免除証明書（様式第 49 号の 7）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により認知機能検査等受検免除証明書の交付を受けた者が、当該受検免除証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査等受検免除証明書再交付申請書（様式第 49 号の 8）に、当該受検免除証明書（当該受検免除証明書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該受検免除証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

(運転技能検査受検結果証明書の交付等)

第 19 条の 5 規則第 26 条の 5 第 6 項の規定により交付をする書類は、次の各号に掲げる運転技能検査の結果に応じて、当該各号に定める書類とする。

- (1) 合格基準を満たした場合 運転技能検査受検結果証明書 (甲) (様式第 49 号の 9)
- (2) 合格基準を満たさなかった場合 運転技能検査受検結果証明書 (乙) (様式第 49 号の 10)

2 規則第 26 条の 5 第 6 項の規定により書類の交付を受けた者が、交付を受けた書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、運転技能検査受検結果証明書再交付申請書 (様式第 49 号の 11) に、当該書類 (当該書類を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類) を添えて提出し、当該書類の再交付を公安委員会に申請することができる。

(取消処分者講習終了証書の交付等)

第 20 条 取消処分者講習を受けた者に対しては、取消処分者講習終了証書を交付するものとする。

2 公安委員会から取消処分者講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、取消処分者講習終了証書再交付申請書 (様式第 50 号) に、当該講習終了証書 (当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類) 及び写真を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

3 指定講習機関から取消処分者講習終了証書の交付を受けた者は、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、前項の取消処分者講習終了証書再交付申請書に、当該講習終了証書 (当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類) 及び写真を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を指定講習機関に申請することができる。

4 指定講習機関は、前項の規定により取消処分者講習終了証書の再交付をしたときは、取消処分者講習終了証書再交付報告書 (様式第 50 号の 2) により、公安委員会に報告しなければならない。

(取得時講習終了証明書の再交付)

第 21 条 規則第 38 条第 17 項の規定により大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習 (一) 終了証明書又は応急救護処置講習 (二) 終了証明書の交付を受けた者が、交付を受けた講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、取得時講習終了証明書再交付申請書 (様式第 51 号) に、それぞれ当該講習終了証明書 (当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類) を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

(高齢者講習終了証明書の再交付)

第 22 条 規則第 38 条第 17 項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者が、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは高齢者講習終了証明書再交付

申請書（様式第 52 号）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（若年運転者講習終了証明書の交付等）

第 22 条の 2 若年運転者講習を受けた者に対しては、若年運転者講習終了証明書（様式第 52 号の 2）を交付するものとする。

- 2 公安委員会から若年運転者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、若年運転者講習終了証明書再交付申請書（様式第 52 号の 3）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。
- 3 指定講習機関から若年運転者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、前項の若年運転者講習終了証明書再交付申請書に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を指定講習機関に申請することができる。
- 4 指定講習機関は、前項の規定により若年運転者講習終了証明書の再交付をしたときは、若年運転者講習終了証明書再交付報告書（様式第 52 号の 4）により、公安委員会に報告しなければならない。

（特定任意講習終了証明書の再交付）

第 23 条 規則第 38 条の 2 の規定により、特定任意講習終了証明書（講習規則別記様式第 2 号）の交付を受けた者が、交付を受けた当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定任意講習終了証明書再交付申請書（様式第 53 号）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（特定任意高齢者講習終了証明書の再交付）

第 23 条の 2 規則第 38 条の 2 の規定により特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記様式第 1 号）の交付を受けた者が、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書（様式第 53 号の 2）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（認知機能検査員講習終了証書の交付等）

第 23 条の 3 認知機能検査員講習を受けた者に対しては、認知機能検査員講習終了証書（様式第 53 号の 3）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により、認知機能検査員講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査員講習終了証書再交付申請書（様式第 53 号の 4）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場

合にあっては、その事実を証するに足る書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

（指定講習機関の指定等）

第 24 条 法第 108 条の 4 第 1 項に規定する指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書（様式第 54 号）を提出するものとする。

2 法第 108 条の 4 第 1 項に規定する指定は、指定書（様式第 55 号）を交付して行うものとする。

3 法第 108 条の 5 第 3 項に規定する運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任の命令は、運転適性指導員等解任命令書（様式第 56 号）を交付して行うものとする。

4 法第 108 条の 11 第 1 項又は第 2 項に規定する指定の取消しは、指定講習機関の指定の取消通知書（様式第 57 号）を交付して行うものとする。

5 指定講習機関に関する規則第 4 条第 1 項及び第 3 項に規定する公示事項等の変更の届出は、指定講習機関に係る公示事項等変更届（様式第 58 号）を提出して行うものとする。

6 指定講習機関に関する規則第 7 条第 5 号に規定する運転習熟指導員についての技能及び知識に関する審査に合格した者には、運転習熟指導員審査合格証（様式第 59 号）を交付するものとする。

7 指定講習機関に関する規則第 9 条第 1 項に規定する講習業務規程の認可の申請は講習業務規程認可申請書（様式第 60 号）を、同条第 2 項に規定する講習業務規程の変更の認可の申請は講習業務規程変更認可申請書（様式第 61 号）を提出して行うものとする。

8 指定講習機関に関する規則第 14 条に規定する特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可の申請は、講習の休廃止の許可申請書（様式第 62 号）を提出して行うものとする。

（免許証等の返納及び抹消）

第 25 条 次に掲げる者は、免許証等の返納及び抹消について運転免許証等返納（抹消）書（様式第 63 号）を提出して行うものとする。

（1） 免許証返納をしようとする者（免許取消申請により取り消された免許に係る免許証を返納しようとする者及び運転経歴証明書交付申請又は運転経歴情報記録申請の際に既に失効している免許証の返納をしようとする者（以下「提出不要者」という。）を除く。）

（2） 免許情報記録抹消をしようとする者（提出不要者を除く。）

（3） 国外運転免許証返納をしようとする者

（4） 運転経歴証明書返納をしようとする者

（5） 運転経歴情報抹消をしようとする者

2 前項の規定により、免許証返納、国外運転免許証返納又は運転経歴証明書返納をしようとする者は、当該免許証、国外運転免許証又は運転経歴証明書を運転免許証等返納（抹消）書に添付して返納するものとし、免許情報記録抹消又は運転経歴情報抹消をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カード又は運転経歴情報記録個人番号カードを提示して抹消を受けるものとする。

（免許証等の紛失等に伴う保有状況の変更）

第 25 条の 2 免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有する者が、免許証のみを紛失した場合に当該紛失を機に免許情報記録個人番号カードのみに保有状況変更の申出及び免許情報記録個人番号カードのみを紛失した際に当該紛失を機に免許証のみに保有状況変更の申出をしようとするときは、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）（様式第 63 号の 2）を提出して行うものとする。

る。この場合において、免許情報記録個人番号カードのみに保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カードを提示して行うものとし、免許証のみに保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許証を免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）に添付して行うものとする。

- 2 前項の規定による保有状況変更後に、紛失した免許証又は免許情報記録個人番号カードを発見した場合において、当該発見を機に免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有することの申出をしようとする者は、免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）を提出して行うものとする。この場合において、免許情報記録個人番号カードを発見して保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許情報記録個人番号カードを提示して行うものとし、免許証を発見して保有状況変更の申出をしようとする者は、当該免許証を免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）に添付して行うものとする。

（運転免許取得者等教育の認定等）

第 26 条 法第 108 条の 32 の 2 第 1 項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育認定申請書（様式第 64 号）を提出するものとする。

- 2 法第 108 条の 32 の 2 第 1 項に規定する認定は、運転免許取得者等教育認定書（様式第 65 号）を交付して行うものとする。
- 3 法第 108 条の 32 の 2 第 5 項の規定による認定の取消しは、運転免許取得者等教育認定取消通知書（様式第 66 号）を交付して行うものとする。
- 4 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定教育規則」という。）第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による公示事項等の変更の届出は、認定教育実施者に係る公示事項等変更届（様式第 67 号）を提出して行うものとする。

第 26 条の 2 認定教育規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による指定（以下「認定教育指定」という。）を受けようとする者は、認定教育指定申請書（様式第 67 号の 2）を提出するものとする。

- 2 認定教育指定は、認定教育指定書（様式第 67 号の 3）を交付して行うものとする。
- 3 認定教育指定を受けた者が認定教育規則第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者に該当しない者となったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。
- 4 前項の規定による指定の取消しは、認定教育指定取消通知書（様式第 67 号の 4）を交付して行うものとする。

（運転免許取得者等検査の認定等）

第 26 条の 3 法第 108 条の 32 の 3 第 1 項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第 67 号の 5）を提出するものとする。

- 2 法第 108 条の 32 の 3 第 1 項に規定する認定は、運転免許取得者等検査認定書（様式第 67 号の 6）を交付して行うものとする。
- 3 法第 108 条の 32 の 3 第 2 項において読み替えて準用する法第 108 条の 32 の 2 第 5 項の規定による認定の取消しは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（様式第 67 号の 7）を交付して行うものとする。

- 4 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第8条第1項又は第3項の規定による公示事項等の変更の届出は、認定検査実施者に係る公示事項等変更届（様式第67号の8）を提出して行うものとする。

第26条の4 次に掲げる指定（以下「認定検査指定」という。）を受けようとする者は、認定検査指定申請書（様式第67号の9）を提出するものとする。

- (1) 認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定
 - (2) 認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定
- 2 認定検査指定は、認定検査指定書（様式第67号の10）を交付して行うものとする。
- 3 認定検査指定を受けた者が、次の各号に掲げる指定の区分に応じて、当該各号に定める方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者に該当しない者となったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。
- (1) 認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定 認定検査規則第1条第1号に掲げる方法
 - (2) 認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定 認定検査規則第1条第2号に掲げる方法
- 4 前項の規定による指定の取消しは、認定検査指定取消通知書（様式第67号の11）を交付して行うものとする。

第6章 特定小型原動機付自転車運転者講習
（受領書及び申込書の提出）

第26条の5 法第108条の3の5第1項の規定により同項に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）の受講命令を受けた者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第67号の12）を提出し、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるとともに、当該講習の受講日において特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書（様式第67号の13）を提出するものとする。
（特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付等）

第26条の6 特定小型原動機付自転車運転者講習を受けた者に対しては、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証明書（様式第67号の14）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第67号の15）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

第7章 自転車運転者講習
（受領書及び申込書の提出）

第27条 法第108条の3の5第2項の規定により同項に規定する自転車運転者講習（以下「自転車運転者講習」という。）の受講命令を受けた者は、自転車運転者講習受講命令書受領書（様式第68号）を提出し、当該講習を受講する日時及び場所の指定を受けるとともに、当該講習の受講日において自転車運転者講習受講申込書（様式第69号）を提出するものとする。
（自転車運転者講習終了証書の交付等）

第 28 条 自転車運転者講習を受けた者に対しては、自転車運転者講習終了証書（様式第 70 号）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により、自転車運転者講習終了証書の交付を受けた者が、当該講習終了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第 71 号）に、当該講習終了証書（当該講習終了証書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足る書類）を添えて提出し、当該講習終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、法の施行の日（昭和 35 年 12 月 20 日）から施行する。
（兵庫県道路交通取締規則等の廃止）
- 2 兵庫県道路交通取締規則（昭和 30 年兵庫県公安委員会規則第 34 号）、甲子園野球場及び甲子園競輪場附近の交通制限に関する規則（昭和 32 年兵庫県公安委員会規則第 8 号）及び兵庫県公安委員会聴聞規則（昭和 29 年兵庫県公安委員会規則第 10 号）は、廃止する。
- 3 法の施行の際、現に道路交通取締法施行規則（昭和 28 年総理府令第 54 号）第 2 条第 1 項の規定により緊急自動車の指定を受けている自動車は、昭和 36 年 1 月 31 日までは、当該自動車について新たに緊急自動車としての指定がされない限り、令第 13 条第 1 項の規定により公安委員会が指定した緊急自動車と、交付されている当該緊急自動車指定証は、第 4 条第 2 項の規定により交付した緊急自動車指定書とみなす。
（公安委員会にする申請等の経由先の特例）
- 4 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年兵庫県条例第 23 号。以下「改正条例」という。）の施行により、警察署の管轄区域に変更のある区域に住所を有する者が、次の各号に掲げる申請等の手続を公安委員会に対してするとき、改正条例の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、改正条例の改正前の住所地を管轄する署長を経由してするものとする。
 - (1) 法第 94 条第 1 項（免許証の記載事項の変更）の届出
 - (2) 法第 94 条第 2 項（免許証の再交付）の申請
 - (3) 法第 101 条第 1 項（免許証の更新及び定期検査）及び法第 101 条の 2 第 1 項（免許証の更新の特例）の申請
 - (4) 法第 104 条の 4 第 1 項（申請による免許の取消し）の申請
 - (5) 法第 104 条の 4 第 5 項（運転経歴証明書の交付）の申請
 - (6) 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号（免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習のうち、免許証の更新を受けようとする者の講習の申請
 - (7) 令第 37 条の 7 第 2 項第 1 号（臨時適性検査）に規定する検査の申請
 - (8) 規則第 30 条の 12（運転経歴証明書の記載事項の変更）の届出
 - (9) 規則第 30 条の 13（運転経歴証明書の再交付）の申請
 - (10) 規則第 30 条の 14（運転経歴証明書）の返納

附 則 （昭和 41 年 10 月 11 日公安委員会規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条に規定する新法附則第 5 条第 3 項の規定による審査の規定は、同法第 2 条の規定の施行の日（昭和 43 年 9 月 1 日）から施行する。

（経過規定）

- 2 この規則の施行の際、現に交付を受けている緊急自動車等の指定書は、第 4 条第 2 項の規定により交付した指定書とみなす。

附 則（昭和 42 年 7 月 25 日公安委員会規則第 10 号抄）

- 1 この規則は、昭和 42 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 12 月 1 日公安委員会規則第 17 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第 1、第 2、第 2 の 2、第 5、第 6 及び第 11 の改正規定は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定に基づき住民票抄本を添付して行なった届出は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則の規定に基づき住民基本台帳法の規定による住民票の写しを添付して行なわれたものとみなす。
- 3 昭和 42 年 12 月 31 日までに交付を受けた従前の様式による緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則別記様式第 2 及び第 2 の 2 の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 43 年 6 月 28 日公安委員会規則第 6 号）

- 1 この規則は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日までに届出、願い出又は申請をした従前の様式による安全運転管理者に関する届出書及び安全運転管理者資格認定申請書並びに運転免許条件解除変更願出書又は審査申請書については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則別記様式第 4 の 2、第 4 の 5 及び第 5 の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 43 年 8 月 27 日公安委員会規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 43 年 9 月 1 日から施行する。
- （経過規定）
- 2 この規則の施行前に、改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定によりなされた届出、願い出、申請又は申出は、改正後の同規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 13 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 2 月 15 日公安委員会規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 47 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 号オ、第 1 条第 3 号イ、第 1 条第 4 号イ、第 2 条、第 9 条の 6、第 19 条第 2 項及び第 19 条第 3 項の改正規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

(公安委員会の事務の委任に関する規則の廃止)

- 2 公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和 42 年兵庫県公安委員会規則第 13 号）は、廃止する。

附 則（昭和 47 年 5 月 12 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 1 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 11 月 6 日公安委員会規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 5 月 14 日公安委員会規則第 9 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 30 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 5 月 26 日公安委員会規則第 7 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行前に交付を受けた身体障害者の使用する車両に対する駐車禁止除外車標章は、それぞれの有効期限が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第 2 条第 3 項第 3 号の規定による駐車禁止除外指定車標章とみなす。

附 則（昭和 53 年 11 月 28 日公安委員会規則第 11 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 第 1 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 54 年 3 月 1 日までに届出をした緊急自動車等については、届出確認書の交付を受けるまでの間、同条第 4 項の規定による備え付けをしているものとみなす。

附 則（昭和 54 年 6 月 26 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 26 日公安委員会規則第 17 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行の際、改正前の兵庫県道路交通法施行細則第 1 条の 2 の規定により現に受けている緊急自動車指定書、道路維持作業用自動車指定書、緊急自動車届出確認書及び道路維持作業用自動車届出確認書は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第 1 条の 2 の規定により交付を受けた緊急自動車指定証及び道路維持作業用自動車指定証並びに第 1 条の 3 の規定により交付を受けた緊急自動車届出確認証及び道路維持作業用自動車届出確認証とみなす。

附 則（昭和 56 年 12 月 25 日公安委員会規則第 12 号）

(施行期日)

この規則は、昭和 57 年 1 月 5 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 23 日公安委員会規則第 1 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 12 月 15 日公安委員会規則第 8 号)

この規則は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 9 月 14 日公安委員会規則第 8 号)

この規則は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 3 月 27 日公安委員会規則第 6 号)

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 12 月 27 日公安委員会規則第 14 号)

この規則は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 4 月 1 日公安委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年 2 月 14 日公安委員会規則第 1 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 8 月 9 日公安委員会規則第 7 号)

1 この規則は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第 1 種運転免許を受けている者で、当該第 1 種運転免許を受けていた期間（当該第 1 種運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 1 年に達しないものについては、改正前の兵庫県道路交通法施行細則第 1 条第 6 号ア及び第 19 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成 2 年 12 月 25 日公安委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 19 日公安委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 27 日公安委員会規則第 4 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 10 月 27 日公安委員会規則第 15 号)

この規則は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 5 月 6 日公安委員会規則第 7 号)

1 この規則は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

2 この規則による改正前の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、当分の間、改正後の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成 6 年 9 月 30 日公安委員会規則第 15 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 3 月 28 日公安委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 9 月 19 日公安委員会規則第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付を受けた駐車禁止除外指定車標章は、その有効期限が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第2条第3項第3号の規定による駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章とみなす。

附 則 （平成8年8月20日公安委員会規則第7号）

- 1 この規則は、平成8年9月1日から実施する。
- 2 この規則による改正前の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、当分の間、改正後の兵庫県道路交通法施行細則に規定する様式による書面とみなす。

附 則 （平成10年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 （平成10年9月3日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 （平成11年4月1日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年7月21日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成11年7月30日から施行する。

附 則 （平成11年10月29日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 （平成12年3月24日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第9条第8号の改正規定は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 （平成12年3月31日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成12年7月28日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成13年3月8日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月30日公安委員会規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付を受けた駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章及び駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章は、その有効期限が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則第2条第4項第4号の規定による駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章及び同項第5号の規定による駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章とみなす。

附 則 （平成13年6月29日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 1 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 27 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 19 日公安委員会規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 16 年 3 月 22 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）別表第 3 の 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新細則第 6 条の 2 の適用については、同条中「4.1 メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8 メートル」とする。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 29 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 12 条及び第 22 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 7 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 25 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の 2 県道の部宮津八鹿線の項改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日公安委員会規則第 13 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 21 日公安委員会規則第 15 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 24 日から施行する。ただし、別表第 3 の 2 の改正規定は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 10 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日公安委員会規則第 12 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 23 日公安委員会規則第 17 号）

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 26 日公安委員会規則第 20 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 29 日公安委員会規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 緊急自動車・道路維持作業用自動車・指定証・届出確認証記載事項変更届、緊急自動車・道路維持作業用自動車・指定証・届出確認証再交付申請書、副安全運転管理者に関する届出書、履歴書、安全運転管理者等講習受講申出書、指定旅客自動車運転教習施設の指定申請書、指定自動車教習所職員講習受講申出書、初心運転者講習受講申出書、初心運転者講習通知手数料納入書、更新時講習受講申出・手数料納入書（特定失効者用）、高齢者講習受講申出書、違反者講習受講申出・通知手数料納入書、特定任意講習受講申出書、任意高齢者講習受講申出書、取消処分者講習終了証書再交付申請書、取消処分者講習終了証書再交付報告書、高齢者講習終了証明書再交付申請書、特定任意講習終了証明書再交付申請書、任意高齢者講習終了証明書等再交付申請書、指定講習機関指定申請書、公示事項等の変更の届出について、講習業務規程認可申請書、講習業務規程変更認可申請書、講習の休廃止の許可申請書及び公示事項等変更届の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた届出、願い出、申請又は申出は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている緊急自動車指定証、道路維持作業用自動車指定証、緊急自動車届出確認証、道路維持作業用自動車届出確認証、安全運転管理者証、副安全運転管理者証、教習修了証書、取消処分者講習修了証書、指定書、卒業検定合格証明、終了検定合格証明、運転経歴証明書、運転習熟指導員審査合格証及び認定書は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

附 則（平成 19 年 6 月 12 日公安委員会規則第 11 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定により交付を受けている通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章、駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章、駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章、駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章、歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章及び駐車許可車標章は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。
- 3 通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章、通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章交付申請書、歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章、駐車許可申

請書及び駐車許可車標章の様式については、改正後の規則の規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日公安委員会規則第 13 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 19 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項第 3 号の改正規定及び別表第 3 の 2 の改正規定は、同月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 20 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年兵庫県条例第 23 号）の施行の日〔平成 27 年 3 月 2 日〕から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 11 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 13 日公安委員会規則第 11 号）

この規則は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 3 月 25 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規則第 6 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 法附則第 3 条の規定により、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 28 年 3 月 31 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 2 月 21 日公安委員会規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

（経過措置）

2 緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書、安全運転管理者に関する届出書、職務・運転経歴証明書、安全運転管理者等資格認定申請書、教習受講申請書、条件解除（変更）審査申請書、緊急自動車運転資格審査申請書、臨時適性検査申請書、運転経歴証明書交付・再交付・記載事項変更申請（届出）書、初心運転者講習受講申請書、初心運転者講習通知手数料納入書、高齢者講習受講申請書、任意高齢者講習受講申請書、取得時講習終了証明書再交付申請書、運転免許証等返納書及び運転免許取得者教育認定申請書の様式については、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の際現に道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）附則第 9 条の規定により、なお従前の例によることとされる臨時適性検査に係る改正前の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 102 条第 6 項及び第 107 条の 4 第 1 項に規定する通知並びに第 102 条第 1 項から第 3 項までに規定する検査を行う際の医師への依頼は、改正後の規則第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正後の道路交通法第 101 条第 1 項の更新期間が満了する日（同法第 101 条の 2 第 1 項の規定による申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が 70 歳以上の者であつて当該日が道路交通法の一部を改正する法律の施行の日から起算して 6 月を経過した日前であるものに対して行う改正後の道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 37 条の 6 第 2 号及び第 37 条の 6 の 2 第 1 号に規定する講習に係る講習の申請及び講習の時間については、改正後の規則第 1 条第 1 項第 4 号セ及び第 19 条の 2 第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定によりなされた申請（前記 4 に規定する申請を除く。）、届出、提出又は報告は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 6 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている運転習熟指導員審査合格証は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 9 月 5 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 23 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 12 月 28 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 31 年 3 月 26 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 6 月 28 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 7 月 23 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の 2 の改正規定は、令和元年 7 月 31 日から施行する。

附 則 （令和元年 11 月 12 日公安委員会規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 12 月 15 日から施行する。ただし、第 1 条、第 17 条の 2、第 18 条の 2 及び様式第 41 号の 3 の改正規定は、同月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付を受けている禁止除外車標章は、その有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により受理している禁止除外車標章の交付に係る事務については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている駐車許可車標章（次項の規定により交付を受けた駐車許可車標章を含む。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。
- 5 改正前の規則に規定する駐車許可車標章及び運転経歴証明書交付再交付記載事項変更申請（届出）書の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則 （令和 2 年 3 月 23 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 6 月 30 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和 2 年 11 月 30 日公安委員会規則第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第2条の2第2項の規定によりなされた通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）の申請は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第2条の2第2項の規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている除外標章及び駐車許可車標章（附則第4項の規定により交付を受けた除外標章及び駐車許可車標章を含む。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。
- 4 除外標章、通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章交付申請書、駐車許可申請書及び駐車許可車標章の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和3年3月16日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年3月22日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月26日公安委員会規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月16日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月22日公安委員会規則第12号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日公安委員会規則第13号）

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

附 則（令和4年3月29日公安委員会規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月13日公安委員会規則第6号）

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年12月27日公安委員会規則第10号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日公安委員会規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日公安委員会規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定により交付を受けている通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。
- 3 除外標章の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 6 年 6 月 28 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 20 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、令和 6 年 9 月 23 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 29 日公安委員会規則第 12 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 11 日公安委員会規則第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 1 条関係）

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、川辺郡及び加古郡

別表第 1 の 2（第 1 条関係）

兵庫県篠山警察署長	兵庫県丹波警察署長	兵庫県小野警察署長	兵庫県加東警察署長
兵庫県加西警察署長	兵庫県西脇警察署長	兵庫県姫路警察署長	兵庫県飾磨警察署長
兵庫県網干警察署長	兵庫県福崎警察署長	兵庫県たつの警察署長	兵庫県相生警察署長
兵庫県赤穂警察署長	兵庫県宍粟警察署長	兵庫県南但馬警察署長	兵庫県豊岡警察署長
兵庫県美方警察署長	兵庫県洲本警察署長	兵庫県淡路警察署長	兵庫県南あわじ警察署長

別表第 1 の 3（第 1 条関係）

兵庫県相生警察署長	兵庫県赤穂警察署長	兵庫県宍粟警察署長	兵庫県洲本警察署長	兵庫県南あわじ警察署長
-----------	-----------	-----------	-----------	-------------

別表第 1 の 4（第 1 条関係）

洲本市 相生市 赤穂市 南あわじ市 宍粟市 赤穂郡

別表第 2（第 2 条関係）

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表示	
項目	品名
火薬類	(1) アジ化鉛 (2) ジアゾジニトロフェノール (3) ジニトロレゾルシン鉛 (4) テトラセン (5) トリニトロレゾルシン鉛 (6) その他火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に定める起爆薬
	(7) ニトログリセリン (8) ニトログリコール (9) 四硝酸ペンタエリスリット (10) その他火薬類取締法に定める爆発の用途に供せられる硝酸エステル
	(11) 煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	(1) ニトロメタン (2) その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

2 毒物並びに劇物並びに毒物及び劇物以外の有毒性物質

表示	
項目	品名
毒物	(1) 塩化シアノゲン (2) シアン化水素 (3) 四アルキル鉛 (4) ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物及び劇物以外の有毒性物質	(1) 二酸化窒素 (2) その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表示	
項目	品名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	(1) 塩化アセチレン (2) ジアミドマグネシウム (3) ジシラン (4) 臭化アセチレン (5) 樹脂酸コバルト (6) テトラシラン (7) トリシラン

	(8) トリメチルほう素 (9) 二臭化ジルコニウム (10) ペンタボラン (11) ホスフィン (12) シラン (13) その他これらと同程度以上の発火性を有するもの
--	---

別表第3（第2条関係）

1 火薬類及びがん具煙火

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
火薬	(1) 黒色火薬 (2) 無煙火薬 (3) その他火薬類取締法に定める火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10 キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆薬	(1) カーリット (2) ダイナマイト (3) 硝安爆薬 (4) テトリル (5) トリニトロトルエン (6) トリメチレントリニトロアミン (7) ピクリン酸 (8) その他火薬類取締法に定める爆薬		5 キログラム以下	
火工品	(1) 工業雷管 (2) 電気雷管 (3) 信号雷管		100 個以下	
	(4) 導火管付き雷管		25 個以下	
	(5) 銃用雷管		10,000 個以下	
	(6) 実砲 (7) 空砲		1,000 個以下	
	(8) 導爆線		100 メートル以下	
	(9) 制御発破用コード		20 メートル以下	
	(10) 導火線		2,000 メートル以下	
	(11) 信号えん管 (12) 信号火せん		100 個以下	
	(13) その他火薬類取締法に定める火工品		その原料をなす火薬 10 キログラム又は爆薬 5 キログラム以下	
がん具	がん具煙火			

煙火				
----	--	--	--	--

2 高圧ガス

表示		車両の種類	要件		
項目	品名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス及び毒性ガス	(1) 亜酸化窒素	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合はガス容積60立方メートル以下、液化ガスの場合は600キログラム以下とする。	120リットル未満	高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	(2) アセチレン				
	(3) アンモニア				
	(4) エタン				
	(5) エチレン				
	(6) エチレンオキシド（酸化エチレン）				
	(7) 塩化ビニル				
	(8) 塩化メチル（クロルメチル）				
	(9) 塩素				
	(10) 臭化メチル（ブロムメチル）				
	(11) 水素				
	(12) 石油ガス				
	(13) 天然ガス				
	(14) トリメチルアミン				
	(15) 二酸化硫黄（亜硫酸ガス）				
	(16) ブタジエン				
	(17) メチルエーテル				
	(18) モノメチルアミン				
	(19) 硫化水素				
	(20) 六フッ化硫黄				
	(21) その他高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に定める可燃性ガス及び毒性ガス				
酸素	酸素				
不活性ガス	(1) アルゴン				
	(2) 空気				
	(3) 窒素				
	(4) 二酸化炭素				
	(5) ネオン				
	(6) ヘリウム				
			圧縮ガスの場合はガス容積90立方メートル以下、液化ガスの場合は18,000リットル以下とする。	圧縮ガスの場合は120リットル未満、液化ガスの場合は18,000リットル以下とする。	

	(7) その他高圧ガス保安法に定める可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス		ル以下とする。		
--	---------------------------------------	--	---------	--	--

3 毒物及び劇物

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
毒物	(1) フッ化水素	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000 キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	(2) フッ化水素を含有する製剤			
	(3) 無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。）で液体状のもの			
	(4) その他毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に定める毒物で液体状のもの			
劇物	(1) アンモニアを含有する製剤（アンモニア 10 パーセント以下を含有するものを除く。）			
	(2) けいフッ化水素酸			
	(3) ジメチル硫酸			
	(4) 臭素			
	(5) ホルムアルデヒド（ホルムアルデヒド 1 パーセント以下を含有するものを除く。）			
	(6) その他毒物及び劇物取締法に定める劇物で液体状のもの。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 イ ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4 消防法別表に掲げるもの

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他

第一類・酸化性固体	(1) 塩素酸塩類 (2) 過塩素酸塩類 (3) 無機過酸化物 (4) 亜塩素酸塩類 (5) 臭素酸塩類 (6) 硝酸塩類 (7) よう素酸塩類 (8) 過マンガン酸塩類 (9) 重クロム酸塩類 (10) その他危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条第 1 項に規定するもの (11) 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体の場合は 50 キログラム未満、第二種酸化性固体の場合は 300 キログラム未満、第三種酸化性固体の場合は 1,000 キログラム未満とする。	消防法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	(1) 硫化りん (2) 赤りん (3) 硫黄		100 キログラム未満	
	(4) 鉄粉		500 キログラム未満	
	(5) 金属粉 (6) マグネシウム		第一種可燃性固体の場合は 100 キログラム未満、第二種可燃性固体の場合は 500 キログラム未満とする。	
	(7) 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			
	(8) 引火性固体		1,000 キログラム未満	
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	(1) カリウム (2) ナトリウム (3) アルキルアルミニウム (4) アルキルリチウム		10 キログラム未満	
	(5) 黄りん		20 キログラム未満	
	(6) アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） (7) アルカリ土類金属 (8) 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） (9) 金属の水素化物 (10) 金属のりん化物 (11) カルシウム又はアルミニウムの炭化物		第一種自然発火性物質及び禁水性物質の場合は 10 キログラム未満、第二種自然発火性物質及び禁水性物質の場合は 50 キログラム未満、第三種自然発	

	(12) その他危険物の規制に関する政令第1条第2項に規定するもの (13) 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		火性物質及び禁水性物質の場合は300キログラム未満とする。	
第四類・引火性液体	(1) 特殊引火物		50 リットル未満	
	(2) 第一石油類		非水溶性液体の場合は200リットル未満、水溶性液体の場合は400リットル未満とする。	
	(3) アルコール類		400 リットル未満	
	(4) 第二石油類		非水溶性液体の場合は1,000リットル未満、水溶性液体の場合は2,000リットル未満とする。	
第五類・自己反応性物質	(1) 有機過酸化物 (2) 硝酸エステル類 (3) ニトロ化合物 (4) ニトロソ化合物 (5) アゾ化合物 (6) ジアゾ化合物 (7) ヒドラジンの誘導体 (8) その他危険物の規制に関する政令第1条第3項に規定するもの (9) 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		第一種自己反応性物質の場合は10キログラム未満、第二種自己反応性物質の場合は100キログラム未満とする。	
第六類・酸化性液体	(1) 過塩素酸 (2) 過酸化水素 (3) 硝酸 (4) その他危険物の規制に関する政令第1条第4項に規定するもの (5) 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		300キログラム未満	

5 腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他

腐食性を有する物質	(1) ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200 キログラム未満	消防法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	(2) 塩化スルフリル		400 キログラム未満	

6 マッチ

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50 キログラム以下	消防法その他関係法令に定める事項を遵守すること。

- 注 1 「品名」欄に掲げる物質は、別表第2に掲げる物質を含まないものとする。
- 2 1から4までの表の「品名」欄に掲げる物質で、同表の「品名」欄に掲げる物質が2以上に重複するものについては、「積載数量」欄の単位の数量が少ないものに含まれるものとする。
- 3 「品名」欄に掲げる品名の異なる危険物を同時に運搬するときの数量は、品名ごとの危険物の運搬しようとする数量をそれぞれ当該品名に定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。
- 4 「車両の種類」欄は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に規定するところによる。

別表第3の2（第6条の2関係）

道路の種類	路線名	区間
高速自動車国道	中央自動車道（西宮線）	尼崎市から西宮市まで
	近畿自動車道（敦賀線）	川西市から丹波市まで
	近畿自動車道（名古屋神戸線）	川西市から神戸市まで
	中国縦貫自動車道	川西市から佐用郡佐用町まで
	山陽自動車道（吹田山口線）	川西市から赤穂市まで
	中国横断自動車道（姫路鳥取線）	たつの市揖西町土師から宍粟市山崎町高下字下河原まで
		佐用郡佐用町口長谷から同町東中山字堂屋敷まで
一般国道	2号	尼崎市梶ヶ島19番から神戸市西区玉津町小山字走り田237番1まで
		神戸市中央区浜辺通2丁目5番3から同区東川崎町2丁目64番まで

		神戸市須磨区月見山町 3 丁目 22 番 2 から赤穂郡上郡町梨ヶ原字西坂 1147 番 21 まで
		神戸市垂水区小束山町 868 番 739 から同市西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745 番 62 まで
		神戸市垂水区名谷町字入野 697 番 2 の 24 から同市西区伊川谷町井吹字苗代 243 番 4 まで
		明石市立石 1 丁目 6 番 1 から同市魚住町清水字阿佛 2130 番 1 まで
		高砂市阿弥陀町魚橋字茶屋前 499 番 1 から姫路市市川橋通 2 丁目 40 番まで
	28 号	神戸市長田区北町 1 丁目 39 番地先から同区梅ヶ香町 2 丁目 57 番地先まで
		明石市大蔵八幡町 140 番 1 から同市中崎町 2 丁目 95 番 1 まで
		淡路市岩屋字片濱 1414 番 3 から南あわじ市福良字築地町甲 1530 番 11 まで
		淡路市岩屋字鶴崎 2942 番から同市岩屋字白塚 473 番 1 まで
		神戸市西区見津が丘 4 丁目 1 番 4 から南あわじ市福良まで
	29 号	姫路市太市中字境谷 908 番 1 から宍粟市波賀町戸倉字坂ノ谷国有林内まで
		姫路市相野字細矢 939 番 93 から姫路市林田町下伊勢字上ノ段 418 番 128 まで
	43 号	尼崎市東本町 1 丁目 7 番 4 から神戸市灘区岩屋南町 3 番まで
	171 号	伊丹市下河原 2 丁目 13 番 11 から西宮市和上町 10 番まで
		伊丹市北伊丹 9 丁目 48 番から同市北伊丹 9 丁目 135 番 1 まで
	173 号	川西市鼓が滝 1 丁目 1 番 16 から同市長尾町 1 番 25 まで
	174 号	神戸市中央区新港町 72 番から同区浜辺通 8 丁目 8 番 3 まで
	175 号	神戸市西区玉津町小山字走り田 237 番 1 から丹波市氷上町横田字茶屋ノ下 672 番 2 まで
		神戸市西区神出町田井字寄山 2150 番 1 から同区神出町北字道ノ下 44 番 2 まで
		神戸市西区神出町宝勢字坊主谷 521 番 10 から同区神出町田井字大辻 1960 番まで
		神戸市西区神出町北字道ノ下 38 番から同区小束野字廣澤 53 番 173 まで

		西脇市寺内字天神 516 番 1 から同市黒田庄町大門字北谷 405 番 7 まで
	176 号	丹波市氷上町横田字下中ら堂 627 番 1 から同市柏原町柏原字六反田 2910 番 2 まで 三田市福島字家成 474 番 13 から宝塚市小浜 2 丁目 81 番 1 まで 宝塚市安倉西 1 丁目 1830 番 2 から川西市加茂 5 丁目 46 番 1 まで 川西市栄根 2 丁目 6 番 5 から同市小戸 2 丁目 318 番 4 まで 西宮市名塩 3 丁目 836 番 1 から同市塩瀬町名塩字士林 2198 番 1 まで 川西市加茂 6 丁目 13 番 10 から同市加茂 6 丁目 199 番 1 まで
	179 号	揖保郡太子町山田字池田 348 番 1 から同町鵜字早溝 1378 番 1 まで たつの市誉田町福田字壱町田 180 番 1 から同市龍野町富永字溝間 175 番 1 まで たつの市龍野町北龍野字中スカ 213 番 1 から佐用郡佐用町西大畠字王子谷 2210 番 39 まで
	250 号	明石市小久保 2 丁目 1 番 21 から高砂市荒井町小松原 4 丁目 32 番 1 姫路市飾磨区妻鹿東海町 2 番から同市網干区浜田字南用坪 223 番 5 まで 姫路市白浜町字北浜丙 482 番 7 から同市白浜町字乙八束新開甲 1122 番 1 まで 相生市旭 1 丁目 5368 番 229 から赤穂市坂越字砂山 1748 番 1 まで
	312 号	豊岡市日高町江原字新町 6 番 1 から同市日高町岩中字荒田 672 番 3 まで 豊岡市日高町土居字田中 387 番 1 から養父市八鹿町上小田字家ノ下 564 番 1 まで 朝来市和田山町玉置字一本柳 1082 番から神崎郡神河町大山字後口谷 1173 番 5 まで 神崎郡神河町栗賀町字発田 378 番 3 から同町福本字中茶屋 656 番 1 まで 神崎郡福崎町高橋字佐本 626 番 2 から姫路市市川橋通 2 丁目 24 番 1 まで 姫路市御国野町国分寺字天加 549 番 1 から同市継字住吉前 608 番 1 まで 朝来市和田山町加都字宮ケ田 833 番 1 から姫路市の形町の形字大島 4168 番 1 まで

	372 号	加東市社字坂ノ下 906 番 1 から同市社字宮ノ下 1142 番 2 まで
		加東市河高字小谷 2599 番 1 から同市高岡字順礼道北宮東 592 番 1 まで
		加西市東笠原町字上沢 332 番 1 から同市三口町字市場 1166 番 1 まで
		姫路市花田町上原田字裏垣内 218 番 1 から同市野里字川田 107 番 3 まで
	427 号	西脇市上戸田字元城野 206 番 38 から同市上野字西谷 187 番 4 まで
	428 号	神戸市中央区多聞通 5 丁目 4 番 1 から同市北区山田町下谷上字皆森 18 番 1 まで
	429 号	朝来市八代字中山 51 番 2 から同市山口字出外 266 番 1 まで
	477 号	川西市黒川字白柏 1 番 4 から同市黒川字口滝谷 1 番 5 まで
		川西市東畦野字長尾 2 番 85 から同市長尾町 1 番 25 まで
	483 号	豊岡市戸牧字イチゴ谷 992 番 7 から丹波市春日町七日市 754 番 3 まで
県道	宮津養父線	養父市八鹿町上小田字家ノ下 564 番 1 から同市藪崎字曇越へ 858 番まで
	姫路上郡線	姫路市飾西字池ノ下 1 番 1 から同市飾西字古池 748 番 2 まで
		たつの市龍野町日飼字村前 360 番 14 から同市龍野町北龍野字中スカ 213 番 1 まで
	加美宍粟線	神崎郡神河町岩屋字平石 661 番 2 から同町栗賀町字発田 378 番 3 まで
		神崎郡神河町福本字中茶屋 663 番 1 から同町加納字堂ノ前 356 番 4 まで
	尼崎池田線	尼崎市東難波町 5 丁目 466 番 2 から川西市小花 1 丁目 255 番 1 まで
		尼崎市尾浜町 3 丁目 304 番から同市名神町 1 丁目 143 番まで
		尼崎市名神町 1 丁目 143 番から同市南塚口町 4 丁目 1 番 4 まで
	神戸三田線	神戸市北区山田町下谷上字皆森 21 番 9 から同区道場町日下部 109 番 4 まで
	明石神戸宝塚線	神戸市西区伊川谷町前開字矢谷 743 番から同区伊川谷町布施畑字上ノ山 393 番 3 まで
	西脇三田線	西脇市上野字西谷 187 番 4 から加東市上中字平間 65 番 1 まで

	加古川小野線	加古川市加古川町河原字松の内 173 番 1 から加東市東古瀬字正前 135 番 4 まで
	神戸明石線	神戸市須磨区大田町 2 丁目 7 番から同区離宮西町 1 丁目 2 番 3 まで
		神戸市西区伊川谷町有瀬字峪ノ谷 620 番 6 から同区枝吉 3 丁目 131 番まで
		明石市旭が丘 427 番から同市松の内 2 丁目 9 番 11 まで
	神戸三木線	神戸市西区伊川谷町布施畑字野々谷 43 番から同区押部谷町木見 832 番 11 まで
	三木宍粟線	小野市檜山町字向山 1456 番 137 から同市市場町字庄司口 720 番 1 まで
		加西市北条町西高室字丸山ノ下 304 番 1 から同市北条町東南字矢ノ原 87 番 1 まで
	多可北条線	加西市別所町字茶屋ノ元 530 番 3 から同市北条町東南字岩ヶ鼻 84 番 6 まで
	太子御津線	揖保郡太子町鰯字石田 1379 番 2 から姫路市網干区新在家字三ツ石 1409 番 1 まで
	西脇八千代市川線	西脇市野村町字長井 431 番 1 から同市平野町字湯谷 605 番 1 まで
	三木三田線	三木市志染町御坂字南大原 547 番から同市志染町戸田字十力 303 番 1 まで
	大阪伊丹線	尼崎市次屋 1 丁目 218 番から同市若王寺 3 丁目 158 番 3 まで
	尼崎宝塚線	尼崎市大島 1 丁目 1 番から宝塚市小浜 2 丁目 74 番 1 まで
	高砂北条線	高砂市荒井町扇町 455 番 6 から加西市三口町字市場 1165 番 1 まで
		加西市三口町字善防 1252 番から同市北条町西高室字丸山ノ下 304 番 1 まで
	加古川北インター線	加古川市志方町大澤字観音堂 790 番 1 から同市志方町大澤字中谷 826 番 1 まで
	小部明石線	神戸市西区見津が丘 3 丁目 1 番 4 から同区櫛谷町福谷 747 番 1 まで
	西脇停車場線	西脇市西脇字セジアン 951 番から同市上野字芝添 352 番 1 まで
	尼崎港線	尼崎市東海岸町 1 番 119 から同市西本町 3 丁目 71 番 2 まで
		尼崎市東海岸町 1 番 119 から同市東海岸町 1 番 6 まで
		尼崎市西本町 1 丁目 11 番から同市昭和通 3 丁目 96 番まで

	相生停車場線	相生市垣内町 1313 番 2 から同市旭 1 丁目 5368 番 229 まで
	神戸加古川姫路線	神戸市須磨区東須磨字月見山から同区多井畑字池ノ奥上 5 番 1 地先まで
		神戸市垂水区名谷町字横尾 1852 番 3 から同区名谷町字横尾 2035 番 14 まで
		神戸市須磨区弥栄台 2 丁目 2 番 1 から同市西区伊川谷町布施畑字上ノ山 391 番 1 まで
		神戸市須磨区弥栄台 2 丁目 12 番 1 地先から同市西区学園東町 9 丁目 5 番 5 地先まで
		神戸市西区伊川谷町前開字矢谷 742 番 1 から同区室谷 1 丁目 6 番 6 まで
		神戸市西区伊川谷町前開字矢谷 743 番から同区神出町田井 1161 番まで
		神戸市西区神出町田井字布池ノ下 256 番 2 から同区神出町紫合字中岡まで
		加古郡稲美町野谷字東岡 619 番 29 から同町加古字上新田東 1656 番 1 まで
	大谷鮎原神代線	淡路市大谷 948 番 11 から同市木曽下 1581 番まで
	養父朝来線	養父市稲津畑字城ノ下 19 番から朝来市八代字中山 51 番 2 まで
	小野藍本線	小野市浄谷町字帝釋前 2984 番 1 から同市曾根町字タキガハナ 166 番 7 まで
	大沢西宮線	神戸市北区八多町吉尾 305 番 2 から西宮市山口町下山口 1 丁目 96 番まで
		西宮市山口町上山口 1 丁目 799 番 2 から同市山口町中野字下奥畑 61 番 1 まで
	宗佐土山線	加古川市八幡町野村字大土手 303 番から加古郡稲美町加古字上新田東 1657 番まで
	神戸加東線	三木市志染町御坂字南大原 566 番 2 から同市志染町御坂字法鑑 753 番 92 まで
	三田西インター線	三田市テクノパーク 14 番 2 から同市上井沢字東奥田 135 番 3 まで
	竜野西インター線	たつの市揖西町土師 974 番 23 から同町小畑 489 番 16 まで
	灘三田線	神戸市北区有野町有野 3764 番 2 から同区長尾町上津 3525 番 3 まで
	物部養父線	朝来市和田山町玉置字前田 662 番 2 から養父市上藪崎大藪字千石 1087 番まで
	たつの相生線	たつの市揖西町土師 384 番 2 から同市揖保川町大門 2 番 3 まで

		相生市池之内字家ノ下 488 番 2 から同市垣内町 1313 番 2 まで
		相生市池之内字家ノ下 488 番 2 から同市大石町 737 番 12 まで
	松帆八木線	南あわじ市八木野原字山道 224 番 1 から同市八木養宜上字菱池 1029 番 50 まで
	黒石三田線	三田市上井沢字東奥田 135 番 3 から同市西野上字下通り 3 番 1 まで
	下滝野市川線	加東市下滝野字古屋敷 628 番 1 から同市下滝野 1 丁目 111 番まで
		加西市満久町字中野 178 番 1 から同市上野町字高橋 526 番 2 まで
	尼崎停車場西川線	尼崎市常光寺 1 丁目 1 番から同市浜 1 丁目 74 番 2 まで
	尼崎港崇徳院線	尼崎市末広町 1 丁目 2 番 1 から同市大島 1 丁目 1 番まで
	二見港土山線	明石市二見町西二見字西溝 1323 番 1 から同市魚住町清水字井桶田 2156 番 1 まで
		明石市二見町南二見 7 番 3 から同市二見町西二見字イヤノ上 1249 番 1 まで
	金浦和田山線	朝来市和田山町玉置字前田 662 番 2 から同市和田山町玉置字一本柳 1071 番 2 まで
	黒田庄多井田線	西脇市野村町字長井 431 番 1 から同市高松町字北垣内 565 番 1 まで
	高田久々知線	尼崎市若王寺 3 丁目 158 番 3 から同市神崎町 55 番 13 まで
	甲子園尼崎線	尼崎市元浜町 5 丁目 1 番から同市道意町 32 番 2 まで
	市場多井田線	加東市河高字小谷 2599 番 1 から同市下滝野 1 丁目 111 番まで
	大和北条停車場線	加西市鴨谷町字谷田 655 番 2 から同市北条町横尾字池田 293 番 4 まで
	高岡北条線	加東市高岡字順礼道北宮東 592 番 1 から加西市玉野町字彦三 244 番 1 まで
	野村明石線	加古川市八幡町野村字大土手 303 番から同市八幡町野村字石原 618 番まで
		神戸市西区平野町印路 2618 番地先から同区玉津町出合 103 まで
	本荘平岡線	加古郡播磨町本荘字橋向 187 番 6 から同町野添字古谷西 465 番 2 まで
	曽根魚橋線	高砂市曽根町字松陽 708 番 2 から同市阿弥陀町阿弥陀字蓮池 1212 番まで

花田御着停車場線	姫路市花田町上原田字長戸手 307 番 3 から同市御国野町国分寺字天加 552 番 1 まで
大塩別所線	姫路市別所町佐土字関ヶ端 1220 番 2 から同市別所町佐土字中出口 587 番 2 まで
広畑青山線	姫路市広畑区西蒲田字夢前川 1400 番 100 から同市青山 3 丁目 724 番 1 まで
上太田鰯線	揖保郡太子町佐用岡字東ノ口 377 番 1 から同町東保字東川 325 番 1 まで
東鯨崎網干停車場線	たつの市龍野町日飼字姫路道ノ下 375 番 1 から同市龍野町富永字村後 13 番 1 まで
明神安乎線	淡路市木曾下 227 番 1 から同市木曾下 225 番まで
長坂垂水線	神戸市垂水区小東山 6 丁目 30 番から同区名谷町字堂山 1902 番 118 まで
	神戸市垂水区名谷町字室山 1400 番 1 から同区名谷町字北野 1926 番 2 まで
	神戸市垂水区名谷町字横尾 1852 番 3 から同区平磯 1 丁目 132 番 4 まで
摩耶埠頭線	神戸市灘区灘浜町 1 番から同区味泥町 73 番まで
姫路木材港線	姫路市網干区興浜字西沖 2097 番 1 から同区浜田字南用坪 223 番 5 まで
三木環状線	三木市別所町小林字仕負谷 862 番から同市別所町小林字入道ヶ鼻 193 番 1 まで
志染土山線	加古郡稲美町野谷字南岡 165 番から明石市魚住町清水字井桶田 2149 番 2 まで
東播磨港線	加古郡播磨町新島 12 番から同町本荘字橋向 184 番 4 まで
飾磨港線	姫路市飾磨区中島字宝来 3057 番 1 から同市飾磨区中島字流田 1139 番 29 まで
国分寺白浜線	姫路市継字住吉前 608 番 1 から同市白浜町字北浜丙 482 番 7 まで
東古瀬穂積線	加東市中古瀬字経塚 130 番から同市松尾字北角 547 番 1 まで
	加東市社字宮ノ下 1146 番 2 から同市上中字平間 70 番まで
芦屋鳴尾浜線	芦屋市潮見町 13 番 52 から西宮市鳴尾浜 1 丁目 20 番 23 まで
玉野倉谷線	加西市玉野町字彦三 243 番 3 から同市東笠原町字上沢 332 番 1 まで
三田西インター吉川線	三田市テクノパーク 5 番 1 から同市テクノパーク 12 番 3 まで
姫路新宮線	姫路市青山 1 丁目 724 番 3 から同市飾西字池ノ下 1 番 1 まで

		姫路市飾西字古池 748 番 2 から同市相野字細矢 939 番 1 まで
	門前鰯線	揖保郡太子町鰯字早溝 1378 番 1 からたつの市揖保町門前字菊田 40 番 1 まで
	伊丹池田線	伊丹市下河原 1 丁目 303 番 14 から同市下河原 1 丁目 303 番 1 まで
	有馬山口線	西宮市山口町中野 3 丁目 87 番から同市山口町中野字下奥畑 61 番 1 まで
	高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内字猪名川向側 829 番 5 地先から同市戸ノ内字猪名川向側 829 番 4 地先まで
		伊丹市小阪田字神畑 9 番 3 から同市小阪田字神畑 9 番 2 まで
		伊丹市小阪田字都賀元 86 番 2 から同市下河原字上ノ河原 303 番 23 まで
		川西市小花 2 丁目 686 番 1 地先から同市小戸 3 丁目 211 番 4 地先まで
	高速大阪西宮線	尼崎市東本町 1 丁目 71 番 4 から西宮市今津水波町地先まで
	高速神戸西宮線	西宮市今津水波町地先から神戸市須磨区月見山町 3 丁目 22 番 2 まで
	高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東 1 丁目 1 番 39 から尼崎市東海岸町 1 番 38 地先まで
	高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和字美ノ淵 167 番 3 から西宮市山口町下山口字畑山 1650 番 23
市道（神戸市）	神戸六甲線	神戸市東灘区御影塚町 2 丁目 268 番から同市灘区記田町 4 丁目 4 番 3 まで
	梅ヶ香浜辺脇の浜線	神戸市中央区浜辺通 4 丁目 305 番から同区脇浜町 3 丁目 359 番まで
	西出高松前池線	神戸市兵庫区七宮町 2 丁目 3 番 2 地先から同市須磨区大田町 3 丁目 1 番地先まで
	深江駅前線	神戸市東灘区深江南町 4 丁目 12 番から同区深江南町 4 丁目 40 番まで
	本庄本山線	神戸市東灘区深江南町 4 丁目 12 番地先から同区本山南町 6 丁目 1 番地先まで
	深江浜町 1 号線	神戸市東灘区深江南町 4 丁目 1 番 1 地先から同区深江浜町 37 番地先まで
	深江浜町 2 号線	神戸市東灘区深江浜町 62 番 1 地先から同区深江浜町 9 番 1 地先まで
	深江浜町 3 号線	神戸市東灘区深江浜町 37 番地先から同区深江浜町 33 番地先まで
	深江浜町 4 号線	神戸市東灘区深江浜町 33 番地先から同区深江浜町 32 番 1 地先まで

	深江浜町 5 号線	神戸市東灘区深江浜町 153 番から同区深江浜町 126 番の 1 まで
	深江浜町 8 号線	神戸市東灘区深江浜町 36 番 2 地先から同区深江浜町 32 番 1 地先まで
	魚崎幹線	神戸市東灘区魚崎南町 1 丁目 643 番 1 から同区魚崎南町 2 丁目 699 番まで
	魚崎浜町 1 号線	神戸市東灘区魚崎南町 3 丁目 1068 番から同区魚崎浜町 27 番 5 まで
	魚崎浜町 2 号線	神戸市東灘区魚崎浜町 43 番 1 地先から同区魚崎浜町 36 番 1 地先まで
	魚崎浜町 6 号線	神戸市東灘区魚崎南町 1 丁目 843 番から同区魚崎浜町 43 番 2 まで
	魚崎浜町 7 号線	神戸市東灘区魚崎浜町 36 番 1 地先から同区魚崎浜町 37 番地先まで
	東御影線	神戸市東灘区住吉南町 4 丁目 928 番から同区御影本町 1 丁目 13 番まで
	御影浜町 2 号線	神戸市東灘区御影本町 1 丁目 173 番 25 から同区御影浜町 1 番 9 まで
	弓場線	神戸市東灘区御影本町 3 丁目 90 番から同区御影本町 5 丁目 160 番まで
	高羽線	神戸市東灘区御影塚町 1 丁目 37 番 2 から同区御影塚町 3 丁目 55 番まで
	灘浜住吉川線	神戸市灘区新在家南町 5 丁目 52 番から同市東灘区魚崎西町 1 丁目 399 番 5 まで
	住吉川浜魚崎線	神戸市東灘区魚崎南町 3 丁目 740 番 2 から同市東灘区魚崎西町 1 丁目 399 番 5 まで
	西灘浜手 10 号線	神戸市灘区大石南町 1 丁目 11 番から同区味泥町 64 番まで
	生田川右岸線	神戸市中央区磯上通 1 丁目 301 番地先から同区生田町 2 丁目 314 番地先まで
	京橋線	神戸市中央区新港町 17 番から同区新港町 71 番まで
	生田川箕谷線	神戸市中央区吾妻通 6 丁目 434 番から同市北区山田町下谷上字池の内 10 番 1 まで
	灘浜脇浜線	神戸市中央区浜辺通 1 丁目 9 番から同区小野浜町 301 番まで
	生田川鶴線	神戸市中央区生田町 2 丁目 314 番から同市北区山田町下谷上字中一里山 15 番まで
		神戸市中央区葺合町下城山 2 番 1 から同市兵庫区平野町天王谷字西服山 354 番 24 まで
	夢野白川線	神戸市北区山田町下谷上字中一里山 15 番から同市須磨区白川台 2 丁目 37 番 1 まで

	湊町線	神戸市中央区中町通 3 丁目 2 番 3 から同区相生町 5 丁目 69 番 6 まで
		神戸市兵庫区七宮町 2 丁目 3 番 2 地先から同区七宮町 2 丁目 3 番 2 地先まで
	兵庫駅鷹取線	神戸市兵庫区駅前通 4 丁目 2 番 8 から同市長田区菅原通 4 丁目 202 番 3 まで
	遠矢浜町 1 号線	神戸市兵庫区浜山通 4 丁目 1 番から同区遠矢浜町 14 番まで
	新町線	神戸市長田区東尻池新町 19 番から同区東尻池町 3 丁目 18 番まで
	苅藻 3 号線	神戸市長田区苅藻通 7 丁目 56 番から同区浜添通 8 丁目 7 番まで
	白川伊川谷線	神戸市須磨区白川台 2 丁目 37 番 1 から同区弥栄台 2 丁目 2 番 1 まで
	妙法寺川左岸線	神戸市須磨区大池町 5 丁目 1 番から同区大池町 5 丁目 11 番まで
	多井畑名谷線	神戸市垂水区名谷町字横尾 1793 番 2 から同区名谷町字大谷 1927 番 1 まで
	弥栄台 1 号線	神戸市須磨区弥栄台 3 丁目 19 番から同区弥栄台 1 丁目 13 番 3 まで
	鷹取駅下中島線	神戸市須磨区大池町 5 丁目 1 番から同区大池町 5 丁目 1 番まで
	西神 1 号線	神戸市西区平野町字向井 174 番 14 から同区高塚台 1 丁目 10 番まで
	西神 3 号線	神戸市西区高塚台 5 丁目 5 番 1 から同区高塚台 7 丁目 9 番まで
	高塚台 1 号線	神戸市西区高塚台 1 丁目 5 番 9 から同区高塚台 5 丁目 4 番 3 まで
	高塚台 2 号線	神戸市西区高塚台 4 丁目 4 番 4 から同区高塚台 5 丁目 1 番 1 まで
	高塚台 3 号線	神戸市西区高塚台 4 丁目 3 番 5 から同区高塚台 1 丁目 1 番 1 まで
	高塚台 5 号線	神戸市西区高塚台 2 丁目 1 番 2 から同区高塚台 1 丁目 5 番 8 まで
	高塚台 6 号線	神戸市西区高塚台 3 丁目 2 番 2 から同区高塚台 2 丁目 8 番 1 まで
	高塚台 7 号線	神戸市西区高塚台 3 丁目 1 番 35 から同区高塚台 3 丁目 1 番 4 まで
	高塚台 8 号線	神戸市西区高塚台 3 丁目 1 番 3 から同区高塚台 3 丁目 2 番 4 まで
	高塚台 9 号線	神戸市西区高塚台 2 丁目 12 番から同区高塚台 2 丁目 8 番 2 まで

	高塚台 10 号線	神戸市西区高塚台 2 丁目 1 番 6 から同区高塚台 2 丁目 15 番まで
	高塚台 11 号線	神戸市西区高塚台 6 丁目 4 番 1 から同区高塚台 6 丁目 1 番 2 まで
	高塚台 12 号線	神戸市西区高塚台 7 丁目 3 番から同区高塚台 7 丁目 1 番 1 まで
	有野八多線	神戸市北区有野町有野字五社 679 番 1 から同区八多町柳谷字上十五谷まで
	北神中央線	神戸市北区八多町柳谷字上十五谷から同区藤原台北町 4 丁目 27 番 1 まで
	室谷 2 号線	神戸市西区室谷 1 丁目 6 番 1 から同区室谷 1 丁目 5 番 3 まで
		神戸市西区室谷 1 丁目 4 番 2 地先から同区室谷 1 丁目 3 番 2 地先まで
	室谷 4 号線	神戸市西区室谷 1 丁目 4 番 2 地先から同区室谷 1 丁目 2 番 5 地先まで
	室谷 6 号線	神戸市西区室谷 1 丁目 5 番 1 地先から同区室谷 1 丁目 4 番 2 地先まで
	室谷 7 号線	神戸市西区室谷 1 丁目 6 番 1 から同区室谷 1 丁目 3 番 6 まで
	有野藤原線	神戸市北区有野町有野字東ヶ辻 4418 番 51 から同区藤原台中町 1 丁目 4 番まで
	西下木津線	神戸市西区見津が丘 3 丁目 18 番から同区見津が丘 4 丁目 11 番まで
	見津が丘環状線	神戸市西区見津が丘 1 丁目 7 番 4 から同区見津が丘 3 丁目 3 番 8 まで
	永井前開線	神戸市西区室谷 2 丁目 7 番 2 地先から同区室谷 1 丁目 4 番 1 地先まで
	明石国包線	神戸市西区枝吉 2 丁目 96 番地先から同区平野町中津字重長 882 番 1 地先まで
	玉津鳥羽線	神戸市西区枝吉 1 丁目 14 番 1 地先から同区枝吉 2 丁目 124 番地先まで
	野田外浜線	神戸市長田区野田町 8 丁目 11 番地先から同市須磨区若宮町 1 丁目 1 番地先まで
	藤原台中町 43 号線	神戸市北区藤原台中町 5 丁目 4 番 1 地先から同区藤原台中町 5 丁目 3 番 1 地先まで
	神戸二見線	神戸市西区平野町印路 2618 番地先から同区岩岡町岩岡 922 番地先まで
	高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町字入野 698 番地先から同区下畑町字松山 1775 番 43 地先まで
	高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃字畑山地先から同区有野町有野字奥沢地先まで

	高速道路 2 号線	神戸市長田区西尻池町 5 丁目 2 番から同市須磨区白川字幸徳 832 番 6 まで
市道（姫路市）	幹第 6 号線	姫路市飾磨区野田町 134 番から同区中島字真鶴上 1191 番 7 まで
	幹第 23 号線	姫路市中地 1024 番から同市構 373 番まで
	幹第 54 号線	姫路市木場十八反町 16 番から同市木場十八反町 14 番まで
	幹第 55 号線	姫路市木場前七反町 39 番から同市木場前中町 17 番 2 まで
	幹第 68 号線	姫路市別所町別所 1934 番から同町別所 1904 番まで
	別所 86 号線	姫路市別所町別所 961 番 1 から同町北宿 1409 番まで
	花田 76 号線	姫路市花田町一本松 118 番 1 から同町上原田 14 番 1 まで
	広畑 60 号線	姫路市広畑区大町 2 丁目 14 番から同区大町 2 丁目 56 番 4 まで
	網干 251 号線	姫路市網干区浜田 1250 番 20 から同区浜田 1287 番 9 まで
市道（尼崎市）	道意線	尼崎市道意町 6 丁目 32 番 2 から同市道意町 6 丁目 1 番 33 まで
	中島東高洲線	尼崎市東高洲町 4 番 1 から同市南初島町 17 番 1 まで
	大高洲線	尼崎市大高洲町 2 番から同市大高洲町 1 番 1 まで
	東海岸町線の 1	尼崎市東海岸町 1 番 36 から同市東海岸町 1 番 108 まで
	大庄区画第 23 号線	尼崎市中浜町 25 番 4 から同市大浜町 1 丁目 23 番 2 まで
	杭瀬第 10 号線	尼崎市常光寺 3 丁目 62 番から同市杭瀬本町 1 丁目 48 番 7 まで
	常光寺区画第 1 号線	尼崎市常光寺 1 丁目 217 番から同市常光寺 1 丁目 2 番まで
	尼崎豊中線	尼崎市浜 1 丁目 95 番から同市次屋 1 丁目 218 番まで
	小園区画第 11 号線	尼崎市次屋 3 丁目 119 番から同市次屋 3 丁目 121 番まで
市道（明石市）	大久保 56 号線	明石市大久保町八木 743 番 53 から同市大久保町大久保町 165 番 58 まで
	南二見 1 号線	明石市二見町南二見 6 番地先から同市二見町南二見 24 番まで
	南二見 3 号線	明石市二見町南二見 9 ー 1 番地先から同市二見町南二見 14 ー 1 番地先まで
	南二見 18 号線	明石市二見町南二見 25 番 1 から同市二見町南二見 1 番 28 まで

市道（西宮市）	幹第 5 号線	西宮市高須町 2 丁目 33 番 4 から同市鳴尾町 1 丁目 33 番まで
	幹第 7 号線	西宮市甲子園高潮町 67 番 1 から同市中島町 153 番 1 まで
	幹第 17 号線	西宮市本町 60 番 1 から同市鞍掛町 80 番まで
	西第 402 号線	西宮市津門飯田町 69 番 1 から同市津門飯田町 36 番 1 まで
	西第 1216 号線	西宮市西宮浜 2 丁目 33 番から同市西宮浜 2 丁目 32 番 2 まで
	山第 88 号線	西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 47 番から同市山口町下山口字西山 1318 番 1 まで
	山第 90 号線	西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 114 番から同市山口町阪神流通センター 1 丁目 90 番まで
	山第 91 号線	西宮市山口町下山口字茶屋ヶ谷 1296 番 2 から同市山口町阪神流通センター 1 丁目 110 番まで
	山第 92 号線	西宮市山口町阪神流通センター 2 丁目 18 番から同市山口町阪神流通センター 1 丁目 114 番まで
		西宮市山口町上山口 798 番 1 から同市山口町阪神流通センター 1 丁目 81 番 1 まで
	山第 93 号線	西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 114 番から同市山口町阪神流通センター 1 丁目 110 番まで
市道（伊丹市）	山第 96 号線	西宮市山口町阪神流通センター 1 丁目 14 番から同市山口町阪神流通センター 1 丁目 25 番まで
	昆陽北伊丹線	伊丹市北伊丹 5 丁目 22 番 1 から同市北伊丹 5 丁目 16 番まで
	北伊丹東有岡線	伊丹市北伊丹 9 丁目 82 番 2 から同市北伊丹 5 丁目 16 番まで
	東久代北伊丹 7001 号線	川西市東久代 1 丁目 407 番 1 から伊丹市北伊丹 9 丁目 82 番 2 まで
市道（たつの市）	下河原 8105 号線	伊丹市下河原 1 丁目 279 番 2 から同市下河原 1 丁目 305 番 2 まで
	北山長尾線	たつの市揖西町小畑 489 番 15 から同町小畑 489 番 39 まで
市道（西脇市）	小畑 3 号線	たつの市揖西町小畑 489 番 38 から同町小畑 489 番 39 まで
	平野 2 号線	西脇市平野町字湯谷 605 番 1 から同市平野町字平見 522 番 56 まで
市道（三木市）	小林南線	三木市別所町小林字仕負谷 862 番から同市別所町小林字仕負谷 805 番まで
	小林中線	三木市別所町小林字ロハメ谷 481 番 1 から同市別所町小林字ロハメ谷 559 番 1 まで

	情報公園都市中央幹線	三木市志染町戸田字十力 303 番 1 から同市志染町戸田字中尾 1838 番 296 まで
	情報公園都市南 1 号線	三木市志染町戸田字中尾 1838 番 235 から同市志染町戸田字中尾 1838 番 235 まで
	情報公園都市南 3 号線	三木市志染町戸田字中尾 1838 番 296 から同市志染町戸田字中尾 1872 番 98 まで
市道（高砂市）	松陽幹線道路	高砂市梅井 3 丁目 342 番 1 から同市曾根町字松陽 797 番まで
	伊保 2 号線	高砂市梅井 5 丁目 275 番 2 から同市梅井 5 丁目 212 番 30 まで
	沖浜・荒井幹線	高砂市荒井町新浜 2 丁目 2772 番から同市荒井町紙町 401－1 番まで
市道（川西市）	15 号	川西市小花 2 丁目 123 番 4 から同市小花 2 丁目 101 番 1 まで
	16 号	川西市東久代 1 丁目 463 番 1 から同市東久代 1 丁目 465 番まで
市道（三田市）	北摂中央 3 号線	三田市福島字家成 477 番 1 から同市西野上字下通り 9 番 3 まで
	須丸線	三田市テクノパーク 8 番 6 地先から同市テクノパーク 28 番地先まで
	第二テクノパーク 1 号線	三田市テクノパーク 28 番地先から同市テクノパーク 31 番地先まで
市道（加西市）	鴨谷別所線	加西市鴨谷町字谷田 654 番 1 から同市別所町字池ノ内 249 番まで
市道（南あわじ市）	三原川堤防線	南あわじ市市円行寺 531 番 7 から同市榎列松田外 8 番 3 まで
市道（加東市）	インターパーク補幹 1 号線	加東市南山 6 丁目 3 番 9 から同市南山 6 丁目 3 番 10 まで
町道（福崎町）	工業団地 1 号線	神崎郡福崎町高橋 556 番 1 から同町高橋 290 番 28 まで
	西谷高橋線	神崎郡福崎町高橋 630 番 2 から同町高橋 556 番 1 まで
	工業団地 2 号線	神崎郡福崎町高橋 290 番 34 東側地先から同町高橋 290 番 34 西側地先まで
町道（太子町）	丸山線	揖保郡太子町松尾字秋定 366 番 1 から同町佐用岡字東ノ口 377 番 1 まで
港湾管理者の管理する道路		神戸港に係る港湾管理者の管理する区間（神戸市中央区港島 3 丁目 2 番 1 から同区港島 2 丁目 7 番までを除く。）
		尼崎西宮芦屋港に係る港湾管理者の管理する区間
	高砂西臨港線	高砂市高砂町沖浜町 872 番 3 地先から同市高砂町沖浜町 883 番 15 地先まで

	姫路木材港線	姫路市網干区興浜 992 番 1 地先から同市網干区浜田 1612 番 1 地先まで
	広畑線	姫路市広畑区大町 2 丁目 56 番 4 地先から同市広畑区富士町 12 番 10 地先まで
	中島北線	姫路市飾磨区中島 3058 番 1 地先から同市飾磨区中島 3058 番 7 地先まで
	中島線	姫路市飾磨区中島 3058 番 7 地先から同市飾磨区中島 3067 番 56 地先まで

別表第 4（第 17 条の 2 関係）

免許課長	兵庫県篠山警察署長	兵庫県丹波警察署長	兵庫県小野警察署長	兵庫県加東警察署長	兵庫県加西警察署長	兵庫県西脇警察署長	兵庫県姫路警察署長	兵庫県飾磨警察署長	兵庫県網干警察署長	兵庫県福崎警察署長	兵庫県たつの警察署長	兵庫県相生警察署長	兵庫県赤穂警察署長	兵庫県宍粟警察署長	兵庫県南但馬警察署長	兵庫県豊岡警察署長	兵庫県美方警察署長	兵庫県洲本警察署長	兵庫県淡路警察署長	兵庫県南あわじ警察署長
------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------------

様式第1号（第1条の2関係）

緊急自動車
道路維持作業用自動車 指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

氏 名
申請者 (名称及び代表者の氏名)

電 話 () —

次により 緊急自動車 の指定を申請します。
道路維持作業用自動車

指 定 申 請 の 種 別	☐ 緊急自動車 ☐ 道路維持作業用自動車	
使 用 の 目 的	☐ 消防用務 ☐ 警察用務 ☐ 公益応急作業用務 ☐ 道路応急作業用務 ☐ その他 () ☐ 医師派遣用務 ☐ 自衛隊用務 ☐ 水防活動用務 ☐ 道路損傷箇所発見用務	
使用しようとする自動車	自動車登録番号 又は車両番号	
	車 台 番 号	
	用途又は外形	
使 用 者	住 所 (所在地)	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者以外
	氏 名 (名 称 及 び 代 表 者)	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者以外

注 1 申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 「指定申請の種類別」欄及び「使用の目的」欄は、該当する□にレ印を記載すること。
3 「用途又は外形」欄は、パトカー、白バイ、セダン、ライトバン、ルートバン、マイクロバス、ダンプカー、トラック等と具体的に記載すること。
4 使用者が申請者と同じ場合にあっては「使用者」欄の「☐ 申請者と同じ」の□にレ印を記載し、使用者が申請者と異なる場合にあっては同欄の「☐ 申請者以外」の□にレ印を記載した上、「住所」及び「氏名」欄に必要事項を記載すること。
5 自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面を添付すること。

様式第2号（第1条の2関係）

（表）

第 号			
緊 急 自 動 車 指 定 証			
年 月 日			
兵庫県公安委員会 図			
使用の目的			
自動車登録番号 又は車両番号		自動車の 種 類	
車 名		用途又は 外 形	
車 台 番 号		乗車定員	人
使用 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 〔 名 称 及 び 代 表 者 〕		
使用の本拠 の 位 置			

（ J I S A 5 ）

（裏）

注 意 事 項

- この指定証は、当該自動車に備え付けておくこと。
- この指定証の記載事項に変更を生じた場合は、緊急自動車指定証記載事項変更届にこの指定証を添付して、速やかに届け出ること。
- 次の場合は、この指定証を速やかに返納すること。
 - 緊急自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - 指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見し、又は回復したとき。

様式第3号（第1条の2関係）

（表）

第 号			
道路維持作業用自動車指定証			
年 月 日			
兵庫県公安委員会 図			
使用の目的			
自動車登録番号 又は車両番号		自動車の 種 類	
車 名		用途又は 外 形	
車 台 番 号		乗車定員	人
使 用 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 〔 名 称 及 代 表 者 〕		
使用の本拠 の 位 置			

（ J I S A 5 ）

（裏）

注 意 事 項

- 1 この指定証は、当該自動車に備え付けておくこと。
- 2 この指定証の記載事項に変更を生じた場合は、道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届にこの指定証を添付して、速やかに届け出ること。
- 3 次の場合は、この指定証を速やかに返納すること。
 - (1) 道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - (2) 指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見し、又は回復したとき。

様式第4号（第1条の3関係）

緊急自動車
道路維持作業用自動車 届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

氏 名
届出者 (名称及び代表者の氏名)

電 話 () —

次により 緊急自動車 の届出をします。
道路維持作業用自動車

届 出 の 種 別		☐ 緊急自動車 ☐ 道路維持作業用自動車
使 用 の 目 的		☐ 消防用務 ☐ 救急用務 ☐ 道路維持等用務
使用しようとする自動車		自動車登録番号 又は車両番号
		車 台 番 号
		用 途 又 は 外 形
使 用 者	住 所 (所在地)	☐ 届出者と同じ ☐ 届出者以外
	氏 名 (名称 及び 代表者)	☐ 届出者と同じ ☐ 届出者以外

- 注 1 届出者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 「届出の種類」欄及び「使用の目的」欄は、該当する□にレ印を記載すること。
3 「用途又は外形」欄は、消防用自動車にあっては、ポンプ車、ポンプ積載車、資材搬送車、司令車等、道路維持作業用自動車にあっては、グレーダー、タイヤ・ローダー、モーター・スウィーパー等と具体的に記載すること。
4 使用者が届出者と同じ場合にあっては「使用者」欄の「☐ 届出者と同じ」の□にレ印を記載し、使用者が届出者と異なる場合にあっては同欄の「☐ 届出者以外」の□にレ印を記載した上、「住所」及び「氏名」欄に必要事項を記載すること。
5 自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面を添付すること。

様式第 5 号（第 1 条の 3 関係）

（表）

第 号			
緊急自動車届出確認証			
年 月 日			
兵庫県公安委員会 印			
使用の目的			
自動車登録番号 又は車両番号		自動車の 種 類	
車 名		用途又は 外 形	
車 台 番 号		乗車定員	人
使 用 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 〔 名 称 〕 〔 及 び 〕 〔 代 表 者 〕		
使用の本拠 の 位 置			

（ J I S A 5 ）

（裏）

注 意 事 項

- 1 この届出確認証は、当該自動車に備え付けておくこと。
- 2 この届出確認証の記載事項に変更を生じた場合は、緊急自動車届出確認証記載事項変更届にこの届出確認証を添付して、速やかに届け出ること。
- 3 次の場合は、この届出確認証を速やかに返納すること。
 - (1) 緊急自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - (2) 届出確認証の再交付を受けた後において、亡失した届出確認証を発見し、又は回復したとき。

様式第 6 号 (第 1 条の 3 関係)

(表)

第 号			
道路維持作業用自動車届出確認証			
年 月 日			
兵庫県公安委員会 印			
使 用 の 目 的			
自動車登録番号 又は車両番号		自動車の 種 類	
車 名		用途又は 外 形	
車 台 番 号		乗車定員	人
使 用 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 〔名称及び代表者〕		
使 用 の 本 拠 の 位 置			

(J I S A 5)

(裏)

注 意 事 項

- 1 この届出確認証は、当該自動車に備え付けておくこと。
- 2 この届出確認証の記載事項に変更を生じた場合は、道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届にこの届出確認証を添付して、速やかに届け出ること。
- 3 次の場合は、この届出確認証を速やかに返納すること。
 - (1) 道路維持作業用自動車として使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったとき。
 - (2) 届出確認証の再交付を受けた後において、亡失した届出確認証を発見し、又は回復したとき。

様式第7号（第1条の4関係）

緊急自動車・指定証
道路維持作業用自動車・届出確認 記載事項変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)
届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 () -

記載事項を 変更する内 容	旧			
	新			
現に交付を 受けている 指定証又は 届出確認証	指定、届出確認 年月日、番号		年 月 日 第 号	
	指 定 種 別 届 出			
	自動車登録番号 又は車両番号		車 名	
	使用者	住 所 (所在地)		
		氏 名 〔 名 称 〕 〔 及 び 〕 〔 代 表 者 〕		

- 注 1 届出者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 「使用者」欄は、使用者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記載すること。

様式第8号（第1条の4関係）

緊急自動車・指定証
道路維持作業用自動車・届出確認証 再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 () -

再交付を申請する指定証又は届出確認証の種類		1 緊急自動車指定証 2 緊急自動車届出確認証 3 道路維持作業用自動車指定証 4 道路維持作業用自動車届出確認証		
再交付の理由		1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他 ()		
現に交付を受けている指定証又は届出確認証	指定、届出確認年月日、番号	年 月 日 第 号		
	指定種別届出			
	自動車登録番号又は車両番号		車 名	
	使用者	住所 (所在地)		
		氏 名 〔 名 称 〕 〔 及 び 〕 〔 代 表 者 〕		

- 注 1 申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「再交付を申請する指定証又は届出確認証の種類」欄及び「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「使用者」欄は、使用者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記載すること。

様式第9号（第2条、第2条の2関係）

(表)

	第 号
通 行 禁 止 駐 車 禁 止除外指定車標章 時間制限駐車区間	
車両番号	
除外する区域 又は道路の区間	
有効期限	年 月 日まで
年 月 日	
兵庫県公安委員会 印	
この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。	

18センチメートル

13センチメートル

注 色彩は、台地は灰色、文字は黒色、縁線は黄色とする。

(裏)

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- ※ 次のような駐車はできません。
 - 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
 - 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
 - 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
 - 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
 - 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
- この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外では使用できません。
- 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
- 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期間が経過したとき。
 - (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

☐ 被交付者等
住所

氏名

様式第10号（第2条、第2条の2関係）

(表)

駐車禁止除外指定車標章 (事業用標章)	番 号 第 号 発行日 年 月 日
使用中	
車 両 番 号	号
除外する区域 又は道路の区間	
有効期限 年 月 日まで	
兵庫県公安委員会	
この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面が表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。	

18センチメートル

13センチメートル

注 色彩は、台地は灰色とし、文字は黒色とする。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

4 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

5 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期間が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

□ 被交付者等 住所 氏名

様式第 10 号の 2（第 2 条、第 2 条の 2 関係）

(表)

駐車禁止除外指定車標章 (身体障害者等用標章)	番 号 発行日	第 年	月	号 日
身体障害者等使用中 この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両に限る 有効期限 年 月 日まで 兵庫県公安委員会 印 この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。				

18 センチメートル

注 色彩は、台地は灰色とし、文字は黒色とする。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 44 条第 1 項及び第 75 条の 8 第 1 項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 45 条第 1 項各号及び第 2 項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 47 条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項）

2 この標章は、被交付者が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

4 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

5 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期間が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

□ 被交付者 住所 氏名

様式第11号（第2条の2関係）

☐	新規申請
☐	再申請
☐	車両変更

第 号

通行禁止
駐車禁止
時間制限駐車区間
除外指定車標章交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

電 話 （ ） —

通行禁止
次により駐車禁止除外指定車標章の交付を申請します。
時間制限駐車区間

申請する 標章の種別	1 通行禁止の除外指定 2 駐車禁止の除外指定 3 時間制限駐車区間の除外指定
車 両 番 号	
車両の 使用者	住 所 氏 名 電 話 （ ） —
除外する区域 又は道路の区間	
申 請 の 理 由	

注 1 「申請する標章の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
2 「車両の使用者」欄は、申請者と車両の使用者が同一の場合、記載を要しない。

様式第12号（第2条の2関係）

	新規申請
	再申請
	記載変更

第 号

駐車禁止除外指定車標章交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
申請者 氏 名
電 話 （ ） —

次により駐車禁止除外指定車標章の交付を申請します。

申 請 の 理 由	
申 請 手 続 者	住 所 氏 名 （申請者との続柄） 電 話 （ ） —

注 「申請手続者」欄は、申請者と申請手続者が同一の場合、記載を要しない。

様式第 13 号 削除

様式第14号（第3条の2関係）

駐 車 許 可 申 請 書

年 月 日

警察署長 様

住 所

申請者 氏 名

電 話（ ） —

次により駐車許可及び駐車許可車標章の交付を申請します。

車 両 番 号		
車両の 使用者	住 所	
	氏 名	電 話（ ） —
駐 車 目 的		
駐 車 場 所		
駐 車 期 間		年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで

注 「車両の使用者」欄は、申請者と車両の使用者が同一の場合、記載を要しない。

様式第15号 (第3条の2関係)

(表)

13センチメートル ↑ ↓	第 号
	駐 車 許 可 車 標 章
	車 両 番 号
	駐 車 場 所
	駐 車 方 法
	駐車許可の期間 年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで 年 月 日 警 察 署 長 印
18センチメートル	

注 色彩は、台地は灰色、文字は黒色、縁線は青色とする。

(裏)

遵守事項 1 この標章の交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。 ※ 次のような駐車はできません。 ● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項） ● 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。 3 この標章を使用する場合は、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、駐車許可車標章であることが表示された面が前面から見やすいように掲示すること。 4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従うこと。 5 次の場合は、この標章(3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納すること。 (1) 駐車許可の期間が経過したとき。 (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 許可条件

（表）

※ 整理番号

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
（所在地）
届出者 氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電 話（ ） ー

次により安全運転管理者に関する届出をします。

届出の区分		選 任	解 任	改 任	変 更	1 届出者の氏名又は名称及び住所 2 安全運転管理者の氏名（改姓等） 3 安全運転管理者の職務上の地位 4 自動車の使用の本拠の名称及び位置	
安 全 運 転 管 理 者	選 任 年 月 日	年 月 日					
	職 務 上 の 地 位						
	ふ り が な 氏 名	年 月 日生（ 歳）					
	資 格 要 件	1 実務経験 運転管理 2 年以上		2 公安委員会教習修了 運転管理 1 年以上 （修了証書番号 ）		3 公安委員会の認定 （認定書番号 ）	
	運 免 転 許	1 免 許 証 番 号		第 号			
		2 免許情報記録番号		第 号			
勤 務 態 様	1 日勤 2 隔日 3 その他（ ）				副安全運転管理者 人	補助者 人	

(裏)

使用の本拠の	自の動使車 の使本拠	ふりがな																	
		位　　置																	
	業種別		1官公署	2公社等	3農業者	4林業者	5漁業者	6鉱業	7建設業	8製造業	9卸売・小売業	10不動産業	11金融・保険業	12運輸業	13電気・ガス業	14通信業	15サービス業	16その他（ ）	
		自の動使車 の台数	乗　　　　　用				貨　　　　　物				大型特殊	小型特殊	自動二輪〔大・普〕	計					
			大型	中型	準中型	普通（軽自動車を含む）	大型	中型	準中型	普通（軽自動車を含む）									
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台						
運転者数	専従人					予備人					計人								
前安全運転管理者	氏名																		
	解任	年　月　日																	
	解任理由	1死亡 4解任命令					2退職 5その他（　）					3転勤							
参考事項																			

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 該当する番号を○で囲むこと。
3 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること
4 安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、「届出の区分」欄の「改任」の項目を○で囲み、以下各欄に記載した上、「前安全運転管理者」欄に記載することによって、解任の届出を兼ねることとする。
5 「届出の区分」欄のうち、変更届出事項各号に該当する変更があったときは、変更事項を含めて、各欄の所要事項を記載し、「参考事項」欄に変更前の事項を朱書きすること。

(表)

※ 整理番号

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)
届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 () ー

次により副安全運転管理者に関する届出をします。

届出の区分		選任	解任	改任	変更	1 届出者の氏名又は名称及び住所 2 副安全運転管理者の氏名（改姓等） 3 副安全運転管理者の職務上の地位 4 自動車の使用の本拠の名称及び位置
副 安 全 運 転 管 理 者	選任 年月日	年 月 日				
	職務上の 地位					
	氏 名 ふりがな	年 月 日生（ 歳）				
	資 格 件 要	実 務 経 験			3 公安委員会の認定	
		1 運転管理1年以上	2 運転経験3年以上		(認定書番号)	
	運 免 転 許	1 免 許 証 番 号		第 号		
2 免許情報記録番号		第 号				
勤 態	務 様	1 日勤 2 隔日 3 その他 ()				

(裏)

使用の本拠	自の動使車	ふりがな																
	の	本	位	置														
	業種別	1 官 公 社 署	2 公 等	3 農 業	4 林 業	5 漁 業	6 鉱 業	7 建 設 業	8 製 造 業	9 卸 売 ・ 小 売 業	10 不 動 産 業	11 金 融 ・ 保 険 業	12 運 輸 業	13 電 気 ・ ガ ス 業	14 通 信 業	15 サ ー ビ ス 業	16 そ の 他 業 種 ()	
前副安全運転管理者	氏名																	
	解任	年 月 日																
	解任理由	1 死 亡 2 退 職 3 転 勤 4 解任命令 5 その他 ()																
参 考 事 項																		

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 該当する番号を○で囲むこと。
3 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること
4 副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、「届出の区分」欄の「改任」の項目を○で囲み、以下各欄に記載した上、「前副安全運転管理者」欄に記載することによって、解任の届出を兼ねることとする。
5 「届出の区分」欄のうち、変更届出事項各号に該当する変更があったときは、変更事項を含めて、各欄の所要事項を記載し、「参考事項」欄に変更前の事項を朱書きすること。

様式第18号（第9条の2関係）

履 歴 書	
住 所	
ふ り が な 氏 名	年 月 日生（ 歳）
職 歴	
安全運転管理者 等 の 経 歴	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日	

様式第19号（第9条の2関係）

職 務 経 歴 証 明 書																
勤務先の所在地																
勤務先の名称																
住 所																
氏 名		年 月 日生（ 歳）														
勤 務 期 間				職 務 上 の 地 位					業 務 の 内 容							
年 月 から 年 月 まで																
年 月 から 年 月 まで																
年 月 から 年 月 まで																
運 転 免 許	免 許 証 番 号		第 号													
	免 許 情 報 記 録 番 号		第 号													
	免 許 年月日	第 一 種 免 許	二・小・原		年 月 日											
			そ の 他		年 月 日											
	第 二 種 免 許		年 月 日													
	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
免 許 の 条 件																
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 使用者又は代理人の 職 名 及 び 氏 名																

注 「業務の内容」欄は、自動車の運転管理（自動車等の運転者に対し、運転について指示し、指導し、又は監督すること。）に関する事項を含めて記載すること。

様式第 20 号及び様式第 21 号 削除

安全運転管理者等資格認定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
（所在地）
申請者 氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電 話（ ） ー

次の者を 安全運転管理者 に選任したいので、その認定について申請します。
副安全運転管理者

選任しよう とする者	職 務 上 の 地 位				
	ふりがな 氏 名	年 月 日生（ 歳）			
認 定 を 受 け る に 足 り る 理 由	安全 運 転 管 理 者	1 自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験がある。 2 自動車の運転の管理に関与し、その経験の期間が2年以上である。 3 管理業務を行う職務上の地位にある。			
	副 安 全 運 転 管 理 者	1 自動車の運転の管理に関与し、その経験の期間が1年以上である。 2 自動車の運転の経験の期間が3年以上である。 3 管理業務を行う職務上の地位にある。			
自動車台数	乗 用	貨 物	そ の 他	計	
	大型・中型 台	大型・中型 台	大型特殊 台	台	
	準中型・普通（軽自を含む） 台	準中型・普通（軽自を含む） 台	小型特殊 台		
			自動二輪（大・普） 台		

注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「認定を受けるに足りる理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第 号

安全運転管理者資格認定書

勤務先の所在地

名 称

職務上の地位

氏 名

年 月 日生（ 歳）

道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号の規定に基づき、あなたを安全運転管理者として、資格を有する者と認定します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

第 号

副安全運転管理者資格認定書

勤務先の所在地

名 称

職務上の地位

氏 名

年 月 日生（ 歳）

道路交通法施行規則第9条の9第2項第2号の規定に基づき、あなたを副安全運転管理者として、資格を有する者と認定します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第25号（第9条の4関係）

※ 受 付	年 月 日	※ 教 習 年 月 日	年 月 日
※ 警 察 署 名	警察署	※ 終 了 証 書 番 号	第 号
教 習 受 講 申 請 書			
年 月 日			
兵庫県公安委員会 様			
住 所 (所在地) 申請者 氏 名 (名称及び代表者氏名) 電 話 () ー			
次の者に対する教習の受講を申請します。			
住 所			
ふ り が な 氏 名	年 月 日生 (歳)		
勤 務 先 の 所 在 地			
勤 務 先 の 名 称			
職務上の地位			職務の内容
運 転 免 許	免 許 証 番 号		第 号
	免許情報記録番号		第 号
	免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	二・小・原 年 月 日
			そ の 他 年 月 日
		第 二 種 免 許	年 月 日
	免許の 種 類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 中 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二 特 引 二 二 二 二 二	
免 許 の 条 件			

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

注 2 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること

第 号

教 習 修 了 証 書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく所定の教習を修了し

たことを証します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第27号（第9条の5関係）

第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

様

兵庫県公安委員会 図

道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、あなたから選任のあった安全運転管理者、副安全運転管理者を、次の理由により解任することを命じます。

解 任 命 令 する 安全運転管理者等	勤務先の名称	
	職務上の地位	
	氏 名	
理 由		

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通企画課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

き り と り

交 付		年 月 日
受 領	届出者との関係	
	勤務先の名称	
	氏 名	
取 扱 者		警察署 階級 氏名

様式第27号の2（第9条の5の2関係）

第 号

是 正 措 置 命 令 書

年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次のとおり是正措置を講ずることを命じます。

事 業 所 名	
氏 名	
是 正 内 容	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通企画課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

き り と り

交 付		年 月 日
受 領	事 業 所 名	
	氏 名	
取 扱 者	警察署 階級 氏名	

様式第28号（第9条の6関係）

※通知書番号	第	号	※受理番号	第	号
安全運転管理者等講習受講申請書 年 月 日 兵庫県公安委員会 様 住 所 (所在地) 申請者 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 電 話 () - 次により安全運転管理者等講習の受講を申請します。					
受 講 者	勤 務 先 の 所 在 地				
	勤務先の名称				
	職務上の地位				
	ふ り が な 氏 名				
受 講 年 月 日		年 月 日			
受 講 場 所					
証紙はり付け箇所					
※ 講 習 年 月 日		年 月 日			

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第29号（第9条の8関係）

交 付 年 月 日	年 月 日
-----------	-------------

指 示 書

住 所

様

第 年 月 号 日

兵庫県公安委員会 印

☐ 道路交通法第22条の2第1項

☐ 道路交通法第58条の4 の規定に基づき、次のとおり指示します。

☐ 道路交通法第66条の2第1項

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の 位 置	
	車 両 の 番 号 標 の 番 号	
指 示 の 理 由		
指 示 事 項		

注 1 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について当該違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通指導課を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第30号（第9条の9関係）

交付年月日	年 月 日
-------	-------------

車 両 の 使 用 制 限 書

住 所

様

第 号

年 月 日

兵庫県公安委員会 図

☐ 道路交通法第75条第2項
☐ 道路交通法第75条の2第1項の規定に基づき、次のとおり車両の運転を禁止します。
☐ 道路交通法第75条の2第2項

命令の年月日	
使用者の氏名 及 び 住 所	
車両の使用の本拠の名称 及 び 位 置	
車両の番号 標 の 番 号	
運転禁止の期間	日間 年 月 日から 年 月 日まで
運転禁止の理由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通指導課を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第30号の2（第9条の10関係）

報 告 資 料 提 出 要 求 書

第 年 月 号 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

- ☐ 道路交通法第75条の2の2第1項の規定に基づき、報告・資料の提出を求めます。
☐ 道路交通法第75条の2の2第2項

要 求 を 受 け る 者	自動車の使用の本拠	位 置	
		名 称	
	☐ 自 動 車 の 使 用 者 ☐ 安 全 運 転 管 理 者		
	職 務 上 の 地 位		
理 由	氏 名	年 月 日生（ 歳）	
報 告 又 は 資 料 の 内 容	1 報告を求める事項		
	2 提出を求める資料		

第 号

写 真
ち ょ う 付

取消処分者講習終了証書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者
講習を終了したことを証します。

年 月 日

印

条件解除（変更）審査申請書									
年 月 日									
兵庫県公安委員会 様									
フリガナ						元号	年	月	日
氏 名		氏		名					
住 所						電話			
免許の条件		の条件解除（変更） 道路交通法第91条に規定するもののうち、車種限定の解除以外の条件 解除（変更）に係る審査							
視 力	裸 眼			矯 正			深視力（裸・矯）		
	左	右	両	左	右	両			
視 野									
1 条件を解除する。 2 条件を次のように変更する。						決定者	担当者	警察署等受付 年 月 日 受付番号	
新 条 件									
登録年月日	年 月 日		登録番号						

緊急自動車運転資格審査申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () —

次の者に対する緊急自動車運転資格審査を申請します。

審査を受けようとする者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
審査に係る緊急自動車の種類		大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 (限定なし・小型)		
緊急自動車の 使 用 者	所 在 地			
	職 名			
	氏 名			
審 査 結 果	年 月 日	決定者	担当者	
	合格 ・ 不合格			

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「審査に係る緊急自動車の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 審査を受けようとする者は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示し、必要な措置を受けること。

様式第 34 号及び様式第 35 号 削除

様式第36号（第15条の2関係）

第	号	
卒 業 検 定 合 格 証 明		
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、 年 月 日 車についての卒業検定に合格した者 であることを証明します。		
年 月 日		
名 称		
技能検定員		
㊟		

(J I S A 5)

第 号

修 了 検 定 合 格 証 明

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、 年 月 日 車についての修了検定に合格した者
であることを証明します。

年 月 日

名 称

技能検定員



（ J I S A 5 ）

様式第38号（第17条関係）

第 号

運転免許試験合格決定取消通知書

年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

次の運転免許試験の合格の決定は、 年 月 日取り消したので通知します。

申請に係る運転免許の 種 類		
運転免許試験合格決定 年 月 日	年 月 日	
運 転 免 許 証 番 号	第 号	☐ 番号なし
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号	☐ 番号なし
取 消 理 由		

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 号

運転免許試験受験停止通知書

年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 図

次の理由により、あなたは、 年 月 日から 年 月 日まで（ 間）
運転免許試験を受けることができませんので通知します。

理 由	
-----	--

注 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第39号の2（第17条の3、第17条の4、第19条関係）

認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電 話（ ） —

認知機能検査

次により 運転技能検査 の受検受講を申請します。

高齢者講習

受 検 受 講 年 月 日	年 月 日
受 検 受 講 場 所	
受 検 受 講 者 区 分	☐ 更新 ☐ 特定失効等
受 検 受 講 区 分 (手数料)	☐ 認知機能検査 (円) ☐ 運転技能検査 (円) ☐ 高齢者講習 2 時間 (円) ☐ 高齢者講習 1 時間 (円) 合計 円

- 注 1 「受検受講者区分」欄の特定失効等とは、特定失効者又は特定取消処分者をいう。
- 2 「受検受講者区分」欄及び「受検受講区分」欄は、該当する全ての□にレ印を記載すること。

臨時認知機能検査受検申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により臨時認知機能検査の受検を申請します。

受年 月 日 検日	年 月 日
受場 検所	
手数料納付 確認	(円)

第 年 月 日 号

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

りんじてきせいけんさつうちしよ にんちきのうけんさ けつか
臨時適性検査通知書（認知機能検査の結果によるもの）

あなたは、^{にんちきのうけんさ けつか きおくりよく はんだんりよく ひく}認知機能検査の結果「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けた
^{だい じよう だい こう}第102条第1項
^{どうろこうつうほうだい じよう だい こう きてい りんじてきせいけんさ にんちしよう せんもんい}ことから、道路交通法第102条第2項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による
^{だい じよう だい こう}第102条第3項

^{しんだん}診断）を受けていただくことになりましたので、^{つうち}通知します。

この通知を受けやむを得ない理由なく^え臨時適性検査を受けない場合は、

^{うんでんめんきよ}運転免許の ^{きよ}拒 ^ひ否 ^{りゆう}留 ^{しよばん}の処分を受けることとなりますので、^{ごちゆうい}御注意ください。
^ほ保 ^け消 ^し止
^{とり}取 ^{こうりよく}効 ^{ていし}力の停止

^{てきせいけんさ おこな りゆう} 適性検査を行う理由 ^{にんちきのう} となった認知機能 ^{けんさ けつか} 検査の結果	
^{てき せい けん さ き じつ} 適性検査の期日	
^{てき せい けん さ ば じよ} 適性検査の場所	
^{た ひつよう な じ こう} その他必要な事項	

第 年 月 日 号

住 所

様

兵庫県公安委員会 図

りんじてきせいけんさつうちしよ
臨時適性検査通知書

だいいじようだいこう
第102条第4項
どうろこうつうほうだいいじようだいこう
道路交通法第102条第5項
のきていつぎ
の規定により、次のとおり
てきせいけんさじつし
適性検査を実施するので
つうち
通知し
だいいじようだいこう
第107条の4第1項

ます。

なほ、どうろこうつうほうだいいじようだいこうまたどうじようだいこう
なお、道路交通法第102条第4項又は同条第5項に規定する
てきせいけんさじつし
適性検査を実施する通知を
う
受けやむを得ない理由なく
てきせいけんさう
適性検査を受けない場合は、
ばあい

きよひ
拒否
うんでんめんきよ
運転免許の
ほりゅう
保留
とりけし
取り消し
こうりよくていし
効力の停止
しよばんう
の処分を受けることとなりますので、
ごちゅうい
御注意ください。

てきせいけんさおこなりゅう 適性検査を行う理由	
てきせいけんさきじつ 適性検査の期日	
てきせいけんさばしよ 適性検査の場所	
たひつようじこう その他必要な事項	

第 年 月 日 号

様

兵庫県公安委員会 印

検査依頼書

住 所

氏 名

年 月 日生（ 歳）

第90条第8項
第102条第4項
第103条第6項
第107条の4第1項
上記の者に対する道路交通法の規定に基づく適性検査を依頼します。

なお、検査は次の項目について診断の上、回答をお願いします。

- 1 病名及び現在の症状
- 2 入院（通院）していれば入院（通院）の始期及び退院（回復）の見込み時期
- 3 自動車を運転することの適否に関する所見

第 年 月 日 号

様

兵庫県公安委員会 印

検査依頼書（認知機能検査の結果によるもの）

住 所

氏 名

年 月 日生（ 歳）

第102条第1項

上記の者に対する道路交通法第102条第2項の規定に基づく適性検査を依頼します。

第102条第3項

なお、検査は次の項目について診断の上、回答をお願いします。

- 1 病名及び現在の症状
- 2 入院（通院）しておれば入院（通院）の始期及び退院（回復）の見込み時期
- 3 自動車等を運転することの適否に関する所見

臨時適性検査申請書																		
兵庫県公安委員会様										年		月		日				
フリガナ						生年				年		月		日		性別		
氏名		氏		名		月日										男女		
住所											電話		() —					
免許証番号		第								号								
免許情報記録番号		第								号								
免許の種類		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二		
免許の条件																		

視力	裸眼			矯正			深視力（裸・矯）		
	左	右	両	左	右	両			
視野									

1 条件付与	決 定 者	担 当 者
2 条件変更		

資 料 区 分	5 8	登録公安委員会	6 3	受 付 年 月 日 受 付 番 号			
免 許 証 番 号							
免許情報記録番号							
性 別	男 1	女 2					
生 年 月 日			年 月 日				
免 許 の 条 件							
登 録 年 月 日 登 録 番 号		年		月		日	

第 号
年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

適性検査受検命令書

道路交通法^{だいろくこうつうほう}第90条^{だい じゅうだいい ちゅう}第8項^{だい じゅうだいい ちゅう}の規定により、次のとおり適性検査^{てきせいけんさ じゅけん}の受検を命じます。
第103条^{だい じゅうだいい ちゅう}第6項^{だい じゅうだいい ちゅう}
なお、この命令に違反^{めいれい いはん}して適性検査^{てきせいけんさ}を受けない場合は、運転免許^{うんでんめんきょ}の拒保^{きよほ}と取消^{けしょう}の効力^{こうりよく}の停止^{ていし}を命じます。
しよぶん^{しよぶん}の処分^{しゅぶん}を受けることとなりますので、御注意^{ごちゅうい}ください。

適性検査 ^{てきせいけんさ} を行う理由 ^{おこなう理由}	
適性検査 ^{てきせいけんさ} の期日 ^{きじつ}	
適性検査 ^{てきせいけんさ} の場所 ^{ばしょ}	
その他必要 ^{たひつよう} な事項 ^{じこう}	

様式第41号の2の4（第18条関係）

第 号
年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

診断書提出命令書

第90条第8項 第18条の4第2項
道路交通法 第102条第4項の規定により、次のとおり道路交通法施行規則 第29条の3第4項
第103条第6項 第29条の5第2項

に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒否
保留の処分
取り消し
効力の停止

を受けることになりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	

第 年 月 日

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

しんだんしよていしゆつめいれいしよ にんちきのうけんさ けつか
 診断書提出命令書（認知機能検査の結果によるもの）

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、
 第102条第1項
 認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第2項の規定により、下記のと
 第102条第3項
 おり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の
 せんもんいまた しゅじい い さくせい しんだんしよ
 専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症
 に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出して
 いただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
 が拒否される
 うんてんめんきょ が保留される
 運転免許が取り消される こととなりますので、御注意ください。
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した
 しんだんしよ しんだん かか けんさ けつかおよ にんちしよ ういとう みと さくせい
 診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する
 とうがいし いけん きさい み ばあい じょうきうんてんめんきょ ぎょうせいしよばん おこな
 当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか
 あらた りんじてきせいけんさまた しんだんしよていしゆつめいれいしよ おこな
 改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

しんだんしよ ていしゆつ めい 診断書の提出を命 ずる理由となった にんちきのうけんさ けつか 認知機能検査の結果	
しんだんしよ ていしゆつ きげん 診断書の提出期限	
しんだんしよ ていしゆつ さき 診断書の提出先	
た ひつよう じこう その他必要な事項	

様式第41号の3（第18条の2関係）

資料	36	50	51	
区分	交付・再交付	修正登録	記載事項変更	

受理警察署等	
--------	--

確認方法	運転経歴証明書交付等申請（届出）書 兵庫県公安委員会 様 年 月 日	
住民票の写し		
個人番号カード		
在留カード		
その他		
申請区分	運転経歴証明書 運転経歴情報記録個人番号カード	☐ 交付申請 ☐ 再交付申請 ☐ 記載事項変更 ☐ 運転経歴情報記録申請 ☐ 記録事項変更
運転経歴証明書の保有の有無	有 ・ 無	運転経歴情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無 有 ・ 無

※申請者は太枠線内を記載してください。

個人番号カードの有効力	有効 ・ 失効	希望する保有状況	☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード
申請者	フリガナ氏名	新	
性別	男 ・ 女	新 男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生（歳）	年 月 日生（歳）	
住所	電 話		
新住所	〒		
取消申請年月日 又は失効年月日	取消・失効 年 月 日	申請取消公安委員会 又は交付公安委員会	公安委員会
取得していた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二 特 引 二		

経歴証明番号 （免許証番号）			
運転経歴情報記録の番号 （免許情報記録の番号）			

写真貼付け欄

交付等 （予定）日	証明書 記 録	年 月 日 年 月 日	旧経歴証明書交付 取 扱 者	有 ・ 無
--------------	------------	----------------	-------------------	-------

免許証の返納	有 ・ 無
免許情報記録の抹消	済 ・ 未

運転免許課使用欄（取扱者）			
交付日	年 月 日	照会番号	—
区 分	1 優良 2 一般 3 違反等	取消・失効 再交付申請	
取得年月日	二・小・原	年 月 日	
	そ の 他	年 月 日	
	二 種	年 月 日	
旧運転経歴証明書交付日		年 月 日	
登 録 年月日	年 月 日	登 録 番 号	

注 経歴証明書に記載の交付日は、交付申請又は再交付申請の受理日とすること。

受 付 印

手 数 料
（記載（記録）事項変更は無料）

第 号

取消処分者講習指定書

年 月 日

様

兵庫県公安委員会 四

あなたから申込みのあった取消処分者講習を次のとおり指定します。

講 習 日 時	1 日目 年 月 日 午前 時 分から午後 時 分までの間
	2 日目 年 月 日 午前 時 分から午後 時 分までの間
講 習 車 両	1 普通自動車 2 普通自動二輪車 3 一般原動機付自転車
講 習 場 所	
携 行 品	1 取消処分者講習指定書
	2 取消処分者講習受講案内書記載のとおり

- 注 1 この講習は、2 日間の連続受講が原則です。
- 2 指定した講習時間に遅れた場合は、受講できません。
- 3 やむを得ず指定日に受講できないときは、必ず事前にその理由を連絡してください。

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

取消処分者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所
氏 名
申 請 者 生年月日 年 月 日
電 話 () -

次により取消処分者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 車 種 (手数料)	1 普 通 自 動 車 (円) 2 普通自動二輪車 (円) 3 一般原動機付自転車 (円)
手 数 料 納 付 確 認	

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 「受講車種（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第43号の2（第19条関係）

※ 受理番号	第 号
--------	----------------

取得時講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
氏 名
申 請 者
生年月日 年 月 日
電 話 () -

次により取得時講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 種 別 (手数料)	1 大 型 車 講 習 (円) 7 普 通 二 輪 車 講 習 (円) 2 中 型 車 講 習 (円) 8 原 付 講 習 (円) 3 準 中 型 車 講 習 (円) 9 大 型 旅 客 車 講 習 (円) 4 準 中 型 車 講 習 (円) 10 中 型 旅 客 車 講 習 (円) 5 普 通 車 講 習 (円) 11 普 通 旅 客 車 講 習 (円) 6 大 型 二 輪 車 講 習 (円) 12 応急救護処置講習(一) (円) 13 応急救護処置講習(二) (円)
手 数 料 納 付 確 認	

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
 2 「受講種別（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第44号（第19条関係）

※ 受理番号	第 号
--------	-----

指定自動車教習所職員講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

教習所名

住所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電話 () —

次により指定自動車教習所職員講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	1 日 目	年	月	日
	2 日 目	年	月	日
受 講 場 所	1 日 目	年	月	日
	2 日 目	年	月	日
受 講 種 別 (手数料)	1 教 習 指 導 員 講 習 (		円)	
	2 技 能 検 定 員 講 習 (		円)	
	3 副 管 理 者 講 習 (		円)	
手 数 料 納 付 確 認				

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講種別（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第45号（第19条関係）

※ 受理番号	第 号
--------	----------------

初心運転者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所
氏 名
申 請 者 生年月日 年 月 日
電 話 () -

次により初心運転者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 車 両 (手数料)	1 準 中 型 自 動 車 (円) 2 普 通 自 動 車 (円) 3 大 型 自 動 二 輪 車 (円) 4 普 通 自 動 二 輪 車 (円) 5 一 般 原 動 機 付 自 転 車 (円)

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 「受講車両（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第46号（第19条関係）

※ 受理番号	第 号
--------	----------------

初心運転者講習通知手数料納入書

年 月 日

様

住 所
氏 名
納入者 生年月日 年 月 日
電 話（ ） ー

次により初心運転者講習通知手数料を納入します。

講 習 年 月 日	年 月 日
講 習 場 所	
講 習 車 両 (手数料)	1 準 中 型 自 動 車 (円) 2 普 通 自 動 車 (円) 3 大 型 自 動 二 輪 車 (円) 4 普 通 自 動 二 輪 車 (円) 5 一 般 原 動 機 付 自 転 車 (円)
手 数 料 納 付 確 認	

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
 2 「講習車両（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第46号の2（第19条関係）

※ 受理番号	第 号
--------	--------------

更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により更新時講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所 等	
受 講 区 分 (手数料)	1 優良運転者講習 (円) ・ オンライン (円) 2 一般運転者講習 (円) ・ オンライン (円) 3 違反運転者講習 (円) 4 初回更新者講習 (円)
手 数 料 納 付 確 認	

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講区分（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第 47 号 削除

様式第47号の2（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

臨時高齢者講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

	住 所	
	氏 名	
申請者	生年月日	年 月 日
	電 話 ()	—

次により臨時高齢者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第48号 (第19条関係)

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

違反者講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所

氏 名

申請者

生年月日 年 月 日

電話 () —

次により違反者講習の受講を申請します。

[illegible]

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 「受講区分（手数料）」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により若年運転者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
手 数 料 納 付 確 認	(円)

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第48号の3（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

若年運転者講習通知手数料納入書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

納入者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話（ ） —

次により若年運転者講習通知手数料を納入します。

講 習 年 月 日	年 月 日
講 習 場 所	
手 数 料 納 付 確 認	(円)

注 ※印欄は、記載しないこと。

※ 受理番号	第 号
--------	-----

年 月 日

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 ()

受 講 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分から
受講場所等	場 所	
	収 容 人 員	
受講者等	企 業 名 （ 団 体 名 ）	
	受 講 者 の 区 分	1 一般運転者 2 職業運転者 3 二輪運転者 4 高齢運転者 5 その他（ ）
	受 講 者 数	人

- 注 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 申請者が法人等であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 「受講者の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により特定任意高齢者講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 区 分 (手数料)	☐ 特定任意高齢者講習 2 時間 (円) ☐ 特定任意高齢者講習 1 時間 (円)

注 「受講区分（手数料）」欄は、該当する□にレ印を記載すること。

様式第49号の3（第19条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

認知機能検査員講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日 年 月 日

電 話（ ） —

次により認知機能検査員講習の受講を申請します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
手 数 料 納 付	
確 認	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第49号の4（第19条の3関係）

（表）

にんちきのうけんさけつかつうちしょ こう
認知機能検査結果通知書（甲）

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

せいねんがっぴ
生 年 月 日

けんさねんがっぴ
検査年月日

けんさばしょ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

（A てん
点）

（B てん
点）

きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしょう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごう む し いちじふていし いはん しんろへんこう
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の

あいず おく けいこう
合図が遅れたりする傾向がみられます。

こんご うんてん じゅうぶんちゅうい い し かぞく そうだん
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお

すす
勧めします。

りん じできせいけんさ せんもんい しんだん う また い し しんだんしょ ていしゅつ
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出してい

し こうあんいいんかい
ただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けっか にんちしょう はんめい うんてんめんきょ とりけ ていし
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止と

ぎょうせいしょぶん たいしょう
いう行政処分の対象となります。

うんてんめんきょしょうまた めんきょじょうほうきろく こうしんてつづき こうれいしゃこうしゅう じゅこう
運転免許証又は免許情報記録の更新手続までに、高齢者講習を受講してください。

うんてんめんきょしょうまた めんきょじょうほうきろく こうしんてつづき さい しょめん かなら じさん
運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんみ まん
36点未満

きおくりょく はんだんりょく ひく にんちしょう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしょうせんもんい しんだんけつか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果
かんけい とうけいてき ぶんせき さだ
との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんさ きおくりょく はんだんりょく じょうきよう かんい けんさ かくにん
認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するも
にんちしょう しんだん おこな
ので、認知症の診断を行うものではありません。

そうごうてん てんみ まん ただ にんちしょう しめ
したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すも
きおくりょく はんだんりょく ふあん かた ちか いりょうき かんとう そうだん
のではありませんが、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談さ
すす
れることをお勧めします。

にんちしょう うんでんめんきょしょうまた めんきょじょうほうきろく こうしん
認知症のおそれがあるとされても、運転免許証又は免許情報記録の更新をすることは
ただ めんきょ と け
できますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、けいさつ れんらく
あり、いし しんだん う
医師の診断を受けることになります。

にんちしょう しんだん ばあい めんきょ と け また ていし こんかい けんさ けつか
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果
ごしつもん かた にんちきのうけんさ おこな ひょうごけんけいさつほんぶこうつうぶうん
について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや兵庫県警察本部交通部運
てんめんきょかこうれいうんでんしゃとうしえんしつ と あ
転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = 2.499 × A + 1.336 × B

きおく しゆるい なまえ ただ かいとう
Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについて
てんすう ただ かいとう てんすう
の点数です。正しく回答すると点数がつきます。

ねん がつ ひ ようび じこく ただ かいとう
Bは「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどう
てんすう ただ かいとう てんすう
かについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

（表）

にんちきのうけんさけつかつうちしょ おつ
認知機能検査結果通知書（乙）

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

せいねんがっぴ
生 年 月 日

けんさねんがっぴ
検査年月日

けんさばしょ
検査場所

にんちしょう きじゅん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつか きおくりよく はんだんりよく ていか いみ
今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味するものではありません。

こじんさ かれい にんちきのう しんたいきのう へんか じぶんじしん
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身

じょうたい つね じかく おう うんてん たいせつ
の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

きおくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいず
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図

おく けいこう こんご うんてん じゅうぶんちゅうい
が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転に十分注意してください。

うんてんめんきょしょうまた めんきょじょうほうきろく こうしんてつづき こうれいしゃこうしゅう じゅうこう
運転免許証又は免許情報記録の更新手続きまでに、高齢者講習を受講してください。

うんてんめんきょしょうまた めんきょじょうほうきろく こうしんてつづき さい しょめん かなら じさん
運転免許証又は免許情報記録の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんいじょう
36点以上

にんちしょう きじゅん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

はんてい きじゅん てんすう てん にんちきのうけんさ けっか にんちしょうせんもんい しんだんけっか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果
との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じょうきょう かんい けんさ かくにん
認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するも
ので、認知症の診断を行うものではありません。

そうごうてん てんいじょう かなら にんちしょう しめ
したがって、総合点が36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示す
ものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で
そうだん すす
相談されることをお勧めします。

こんかい けんさ けっか ごしつもん かた にんちきのうけんさ おこな
今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや
ひょうごけんけいさつほんぶ こうつうぶうんてんめんきょかこうれいうんてんしゃとうしえんしつ と あ
兵庫県警察本部交通部運転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゅつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = 2.499 × A + 1.336 × B

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについて
てんすう ただ かいとう てんすう
の点数です。正しく回答すると点数が付きます。

Bは「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうか
てんすう ただ かいとう てんすう
についての点数です。正しく回答すると点数が付きます。

様式第49号の6（第19条の3関係）

認知機能検査結果通知書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話（ ） ー

再 の 交 理 付 由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受 年 月 日	年 月 日
受 場 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第49号の7（第19条の4関係）

第 号

認知機能検査等受検免除証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、
第26条の4第3号
年 月 日 道路交通法施行規則 第29条の2の3第3号
第29条の2の5第4号
の規定により、認知機能検査等の受検が免除される診断書等を提出した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第49号の8（第19条の4 関係）

認知機能検査等受検免除証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

再 の 交 理 由	1 亡失・滅失
	2 汚損・破損
	3 盗難
	4 その他 ()
診 断 書 等 提 出 年 月 日	年 月 日
診 断 書 等 提 出 場 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第 号

運転技能検査受検結果証明書（甲）

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 に
において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した
者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

☐ 大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

運転免許証又は免許情報記録の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 

第

号

運転技能検査受検結果証明書（乙）

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 に

において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した

者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

☐ 大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

検査の結果、合格基準を満たしませんでした。

検査に合格しなければ、運転免許証又は免許情報記録の更新手続きができません。

この検査は再受検することができます。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第49号の11（第19条の5関係）

運転技能検査受検結果証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電 話（ ） ー

再 の 交 理 付 由	1	亡失・滅失
	2	汚損・破損
	3	盗難
	4	その他（ ）
受 年 月 日	検 日	年 月 日
受 場	検 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第50号（第20条関係）

取消処分者講習終了証書再交付申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

申請者

生年月日 年 月 日

電 話（ ）－

再交付の理由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受講年月日	年 月 日
受講場所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第50号の2（第20条関係）

取消処分者講習終了証書再交付報告書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

報告者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次の者に対して、兵庫県道路交通法施行細則第20条第3項の規定により取消処分者講習終了証書の再交付をしたので、取消処分者講習終了証書再交付申請書の謄本を添えて報告します。

住 所	
ふ り が な 氏 名	年 月 日生 (歳)
講 習 終 了 証 書 番 号 交 付 年 月 日	第 号 年 月 日
再交付年月日	年 月 日
再交付の理由	

様式第51号（第21条関係）

取得時講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話（ ） ー

再交付を申請 する講習終了 証明書の種別	1 大型車講習終了証明書 2 中型車講習終了証明書 3 準中型車講習終了証明書 4 普通車講習終了証明書 5 大型二輪車講習終了証明書 6 普通二輪車講習終了証明書 7 原付講習終了証明書 8 大型旅客車講習終了証明書 9 中型旅客車講習終了証明書 10 普通旅客車講習終了証明書 11 応急救護処置講習（一）終了証明書 12 応急救護処置講習（二）終了証明書
再交付の理由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受講年月日	年 月 日
受講場所	

注 「再交付を申請する講習終了証明書の種別」欄及び「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第52号（第22条関係）

高齢者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日 年 月 日

電 話（ ） －

再 交 付 の 理 由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第52号の2（第22条の2関係）

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる
講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第52号の3（第22条の2関係）

若年運転者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所

申請者 氏 名

生年月日

年 月 日

電話 () —

再 の	交 理	付 由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受 年	月	講 日	年 月 日
受 場		講 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第52号の4（第22条の2関係）

若年運転者講習終了証明書再交付報告書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

報告者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次の者に対して、兵庫県道路交通法施行細則第22条の2第3項の規定により若年運転者講習終了証明書の再交付をしたので、若年運転者講習終了証明書再交付申請書の謄本を添えて報告します。

住 所	
ふりがな氏名	年 月 日生 (歳)
講習終了証明書番号 交付年月日	第 号 年 月 日
再交付年月日	年 月 日
再交付の理由	

様式第53号（第23条関係）

特定任意講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日 年 月 日

電 話（ ）－

再交付の理由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受講年月日	年 月 日
受講場所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第53号の2（第23条の2 関係）

特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電話 () —

再 の	交 理	付 由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受 年	月	講 日	年 月 日
受 場		講 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第53号の3（第23条の3関係）

第 号

認知機能検査員講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロの規定に基づき認知機能検査員講習を終了したことを証します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第53号の4（第23条の3関係）

認知機能検査員講習終了証書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日 年 月 日

電 話（ ） ー

再 交 付 の 理 由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第54号（第24条関係）

指定講習機関指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 () -

次により指定講習機関の指定を申請します。

指定講習機関の指定を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の所在地及び名称	
特定講習の種別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

第 号

指 定 書

所在地

名 称

道路交通法第108条の4第1項の規定により貴

を指定講習機関

として指定します。

特定講習の種別

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

第 号

運転適性指導員等解任命令書

年 月 日

所在地

名 称

様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、

の解任を命じます。

理 由	
-----	--

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の11^{第1項}_{第2項}の規定による指定講習機関としての
指定の取消しをしたので通知します。

指定番号	
理 由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第58号（第24条関係）

指定講習機関に係る公示事項等変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

指定講習機関に関する規則第4条第1項第3項の規定による公示事項等についての変更の届
出をします。

変 更 事 項	
変 更 内 容	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記
載すること。

第 号

運転習熟指導員審査合格証

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日 公安委員会が行った指定講習機関に関
する規則第7条第5号の規定による 準中型免許
普通免許 に係る運転習熟指導についての技能
大型二輪免許
普通二輪免許
原付免許
及び知識に関する審査に合格したものであることを証します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第60号（第24条関係）

講習業務規程認可申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

(所在地)

申請者 氏 名

(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可について、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を 受けようとする者の所 在地、名称及び代表者 の氏名	
---	--

注 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第61号（第24条関係）

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 () -

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請を
します。

講習業務規程の変更の 認可を受けようとする 者の所在地、名称及び 代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記
載すること。

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)
電 話 () -

指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定による特定講習の^{一部}の^{休止}の許可を申請します。
{全部}の{廃止}

許可を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名		
特定講習の 種 別	休 止	
	廃 止	
休 止 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで
廃 止 の 年 月 日		年 月 日
申 請 の 理 由		

注 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

続柄

注 1 ※印欄は、記載しないこと。
2 免許情報記録個人番号カード及び運転経歴情報記録個人番号カードの記録抹消に係る届出者は本人のみとする。
3 「免許等の区分」欄及び「理由」欄は、該当する全ての□にレ印を記載すること。
4 「免許の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

免許等保有状況変更申出書（紛失等・発見）

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

		受付警察署等	
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日		
免許証番号等			

※ 太枠内のみ記入してください。

紛失等の場合

紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード等の保有の有無		有 ・ 無
紛失等したもの	☐ 免許証	☐ 免許情報記録個人番号カード
	☐ 運転経歴証明書	☐ 運転経歴情報記録個人番号カード
紛失等した理由		

発見の場合

発見したもの	☐ 免許証	☐ 免許情報記録個人番号カード
	☐ 運転経歴証明書	☐ 運転経歴情報記録個人番号カード

- 備考
- 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載すること。
 - 2 紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード等の保有の有無欄は、紛失直前に双方を保有していた場合は「有」を、片方のみを有していた場合は「無」を○で囲むこと。
 - 3 紛失等したものの欄には、当該紛失等したもののチェックボックスに「レ点」を入れること。
 - 4 発見したものの欄には、当該発見したもののチェックボックスに「レ点」を入れること。

取扱者	
登録年月日	
登録番号	

様式第64号（第26条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次により運転免許取得者等教育の認定を申請します。

認定を受けようとする者の所在地及び施設の名称	
課 程 の 区 分	1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの 2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの 3 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 4 高齢者に対するもの（前記3に掲げるものを除く。） 5 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの 6 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの 7 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記2に掲げるものを除く。）に対するもの 8 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記1及び2に掲げる者を除く。）に対するもの（前記6及び7に掲げるものを除く。）
添 付 書 類	

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「課程の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第65号（第26条関係）

第 号

運転免許取得者等教育認定書

所在地

名 称

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により貴
を
運転免許取得者等教育を行う施設として認定します。

認定する教育課程

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第66号（第26条関係）

第 号

運転免許取得者等教育認定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 国

次の理由により、道路交通法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育を行う施設としての認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	
取 り 消 し た 課 程 の 区 分	
理 由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第67号（第26条関係）

認定教育実施者に係る公示事項等変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条^{第1項}の規定による公示事項等につ
いての変更の届出をします。^{第3項}

変 更 事 項	
変 更 内 容	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第67号の2（第26条の2関係）

認定教育指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () ー

次により運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を申請します。

指定を受けようとする者の所在地及び施設の名称	
添 付 書 類	

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の3（第26条の2関係）

第 号

認定教育指定書

所在地

名 称

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第67号の4（第26条の2関係）

第 号

認定教育指定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第67号の5（第26条の3関係）

運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次により運転免許取得者等検査の認定を申請します。

認定を受けようとする施設の所在地及び施設の名称	
方法の区分	1 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知機能に関する検査を行う方法 2 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
添付書類	

注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の6（第26条の3関係）

第 号

運転免許取得者等検査認定書

所在地

名 称

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により貴
運転免許取得者等検査を行う施設として認定します。

認定する方法

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第67号の7（第26条の3関係）

第 号

運転免許取得者等検査認定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査を行う施設としての認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	
取 り 消 し た 方 法 の 区 分	
理 由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第67号の8（第26条の3関係）

認定検査実施者に係る公示事項等変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 第1項 第3項 の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

変 更 事 項	
変 更 内 容	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第67号の9（第26条の4関係）

認定検査指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () —

次により運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 の規定による指定を申請します。

指定を受けようとする施設の所在地及び施設の名称	
方法の区分	1 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知機能に関する検査を行う方法 2 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
添付書類	

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の10（第26条の4関係）

第 号

認定検査指定書

所在地

名 称

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 の規定により、
同規則第1条 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適
正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

様式第67号の11（第26条の4関係）

第 号

認定検査指定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 国

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 の
規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
取 り 消 し た 方 法 の 区 分	
理 由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第67号の12（第26条の5関係）

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

兵庫県公安委員会 様

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の日時及び場所の指定については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 次のとおり確認しました。

日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後
場所	

様式第67号の13（第26条の5 関係）

※ 受理番号	第 号
--------	----------------

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話（ ） ー

次により特定小型原動機付自転車運転者講習を受講します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 種 別 (手 数 料)	特定小型原動機付自転車運転者講習（ 円）
手 数 料 納 付 確 認	

注 ※印欄は、記載しないこと。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号
に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第67号の15（第26条の6関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話（ ） ー

再交付の理由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受講年月日	年 月 日
受講場所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

兵庫県公安委員会 様

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の日時及び場所の指定については、

- ・別途調整します。
- ・次のとおり確認しました。

日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後
場所	

様式第69号（第27条関係）

※ 受理番号	第	号
--------	---	---

自転車運転者講習受講申込書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 () ー

次により自転車運転者講習を受講します。

受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 種 別 (手数料)	自転車運転者講習 (円)
手 数 料 納 付 確 認	

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第70条(第28条関係)

第 号

自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項
第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第71号（第28条関係）

自転車運転者講習終了証書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話（ ） ー

再交付の理由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他（ ）
受講年月日	年 月 日
受講場所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。